

潮の香りと緑ゆたかな坂町



広報

さかまち

ベイサイドビーチ坂
物販施設・飲食施設 完成

令和5年

4月号

令和5年4月1日発行

第800号





物販施設等オープン

「物販棟」には、幅広いジャンルで楽しめるアウトドア用品を取り扱う「モンベルストア」がオープンしました。

また、物販棟の隣には、カヤックと自転車を格納する「シャワー・倉庫棟」を併設し、更衣室やシャワールームを備えています。ベイサイドビーチ坂の前面に広がる海で、カヤックイベントが開催されます。

【モンベル ベイサイドビーチ坂店】

営業時間：10時～20時 無休



店舗内観イメージ



カヤックイベントイメージ

問合せ ☎847-5861

「飲食棟」には、地元の特産物を使った料理や地中海料理、ハンバーガー等を提供するレストラン「MABUI（マブイ）」がオープンしました。テイクアウトメニューもあり、店内には、地元特産品の販売コーナーや、瀬戸内海の美しい景色を眺めながら仕事ができるテレワークスペースを設置しています。

【MABUI ベイサイドビーチ坂】

営業時間：11時～22時 無休



問合せ ☎554-8444



テレワークスペース

問合せ 役場産業建設課 ☎820-1512

物販施設等オープン



ベイサイドビーチ坂に 物販施設と飲食施設がオープンしました！



4月1日(土)、西日本最大級の人工海浜「ベイサイドビーチ坂」に物販施設と飲食施設がオープンしました。

市街地からの交通利便性も高いベイサイドビーチ坂は、海水浴客やマリンスポーツ・ビーチスポーツの愛好家、各種団体によるイベントの開催などにより、子どもから大人まで、多くの人で賑わっています。

このベイサイドビーチ坂に、年間を通じたさらなる賑わいを創出し、海だけでなく、背後の山を活かし、町を象徴する体験型の観光拠点として活用していくため、木造の「物販棟」「シャワー・倉庫棟」「飲食棟」の3棟を整備しました。

より魅力的になったベイサイドビーチ坂に、ぜひお越しください。



物販棟



シャワー・倉庫棟



飲食棟

施設概要

- 物販棟
 - 構 造：木造平家建
 - 床面積：650㎡
- シャワー・倉庫棟
 - 構 造：木造平家建
 - 床面積：144㎡
- 飲食棟
 - 構 造：木造2階建
 - 床面積：307㎡（1階：252㎡ 2階：55㎡）



国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、エネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、町民生活や事業活動に大きな影響が出ております。

こうした状況を踏まえ、本町では、物価高騰の影響を受ける家計や価格転嫁の困難な事業者等の負担を軽減すべく、坂町くらし応援クーポン券事業や給食費支援事業など、町独自の様々な支援施策を機動的に実施してまいりました。

今後も引き続き、物価高騰、円安等の経済情勢や新型コロナウイルス感染症の影響などを見極めながら、地域密着、住民密着を常に念頭に置き、臨機応変に町民生活を守り抜く施策を講じてまい

◆はじめに

町長施政方針

る所存でございます。

平成30年7月豪雨災害からの復旧は、令和5年度に概ね完了する見込みとなっており、道路や橋梁などの公共土木施設は、被災前の状況を取り戻しつつあります。

今後は、復旧から復興へと取組の段階を切り替えながら、道路等の社会基盤の更なる強化やベイスайдビーチ坂の年間を通じた賑わい創出など、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合言葉に、将来に向け、町民が希望を抱けるよう全身全霊で邁進してまいります。

令和2年から続く新型コロナウイルスの感染拡大は衰えを見せず、その収束はいまだ見通せない状況となっており、世界中が大きな困難に直面しております。

本町におきましては、臨時インフルエンザ予防接種事業や子育て応援臨時支援金の支給など、本町独自の感染防止対策や

経済的支援を行ってまいりましたが、令和5年度につきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、国、県からの情報を迅速かつ的確に把握しながら、感染拡大防止のための留意すべき行動等を町民に周知・啓発するなど、感染拡大予防に取り組んでまいります。

また、本町の課題である地域間の格差の解消と、均衡ある地域の発展、次世代に向けた持続可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の「道路整備」や、横浜地区の越波防止・高潮対策などの「海岸整備」、土砂災害防止などの砂防堰堤を含む「河川整備」の三位一体の防災対策を引き続き、推進してまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金・交付金も極めて厳しい状況の中、財源確

保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかなければならないと考えております。

各地区住民福祉協議会とも更なる連携を深め、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も50年先も、坂町が坂町で在り続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいります。

そして、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、地域密着、住民密着の行政サービスに努め、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下、全職員が一丸となり、全力を挙げて取り組んでまいります。

○道路等社会基盤の強化

ー安全で安心に暮らせるまちづくり

平成30年の豪雨災害では、本町を取り巻く山々から発生した土石流により、河川、水路、沢を土砂や流木が覆い、住宅地に土砂が流れ込みました。また、急傾斜地においては、がけ崩れにより住家等への被害も発生いたしました。

現在、被災の主要因である土石流を上流域で食い止めるため、国や県の支援をいただきながら、砂防堰堤や渓流保全工の整備、治山事業による谷止めの整備を実施いたしております。

防災対策の一環である砂防堰堤等の整備や急傾斜地の斜面対策工事につきましては、再度災害防止対策事業を含め、引き続き、国や県に事業の推進と早期完成を要望して



令和5年度
町長施政方針

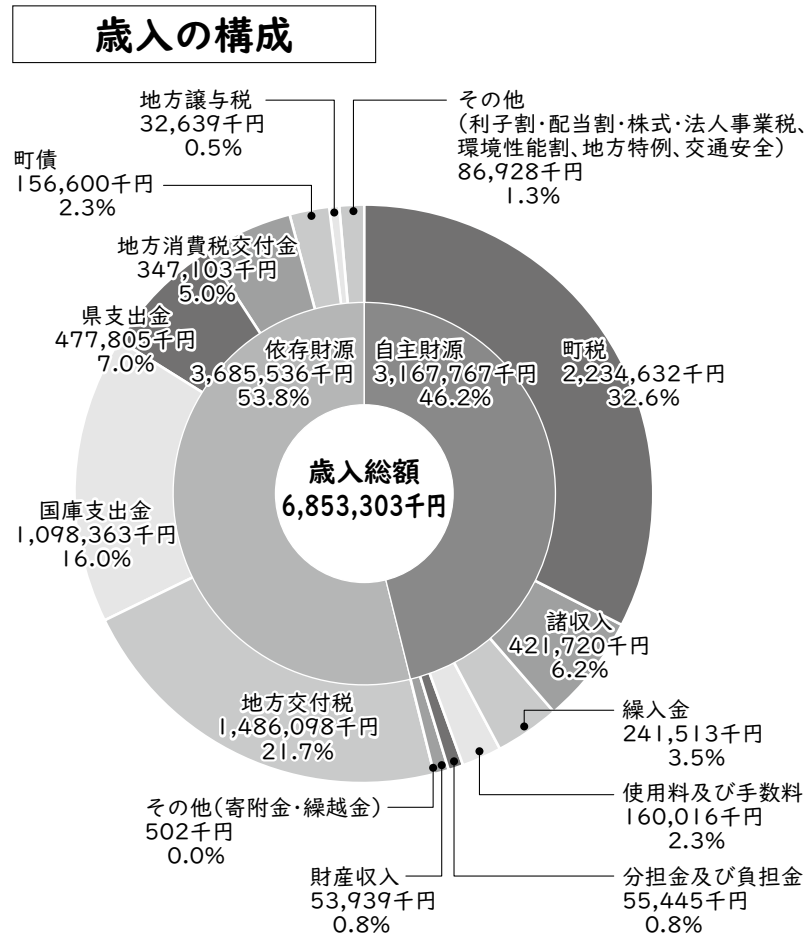
吉田町長は、3月2日(木)に開会した令和5年第2回坂町議会定例会で、令和5年度方針を述べました。その内容と坂町教育委員会の教育行政方針を要約して、ご紹介します。

なお、坂町ホームページや役場企画財政課で全文を閲覧できます。

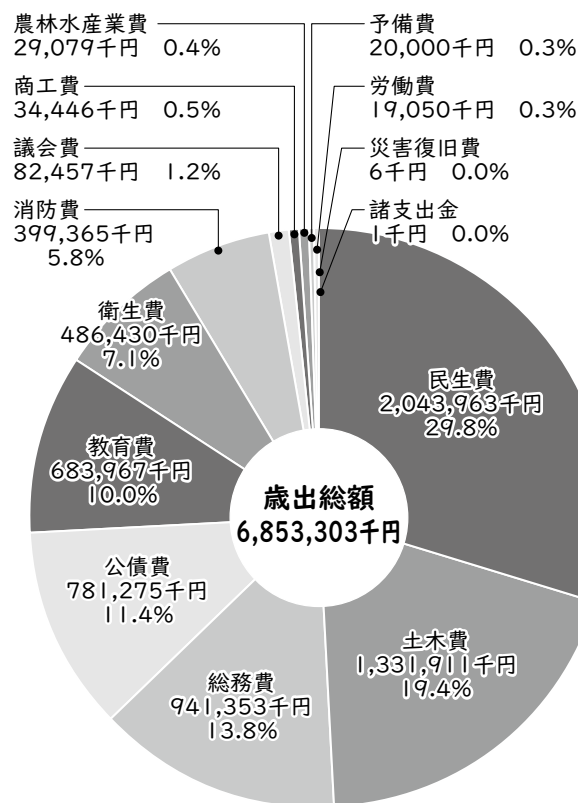


吉田町長

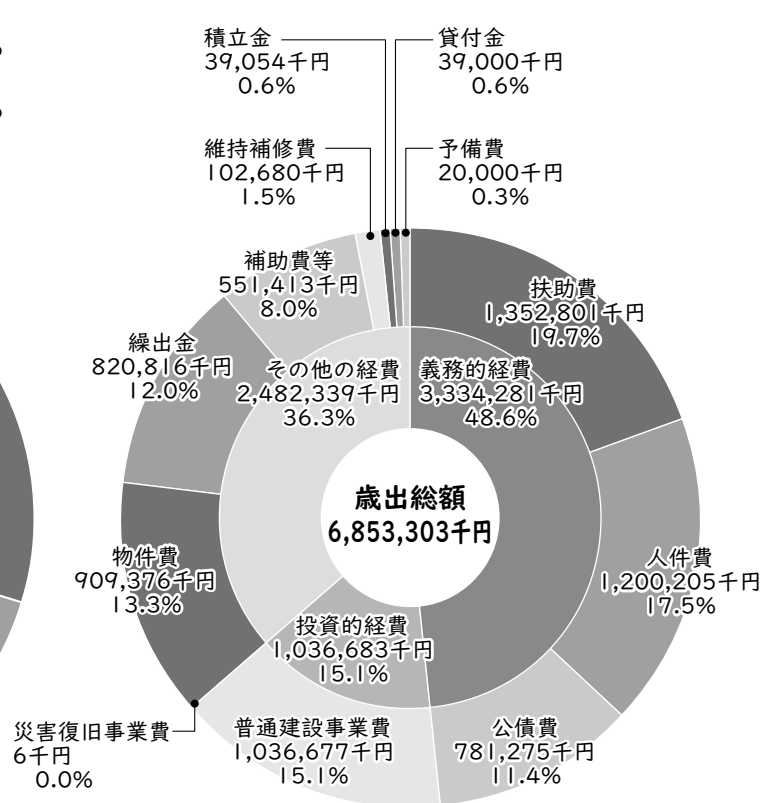
令和5年度 当初予算



歳出の目的別構成



歳出の性質別構成





まいります。
応急対応中の道路や河川などの災害復旧事業につきましては、早期完成に努めてまいります。
また、今後の災害に備え、防災公園を整備するなど、地域の安全対策に取り組むとともに、雨水排水能力が不足する排水路につきましては、順次改良を行い、近年の集中豪雨により、度々浸水被害が発生している横浜排水区につきましては、雨量解析により抽出した排水能力が不足する箇所の改善に向け、排水路改良工事を行ってまいります。
さらに、排水ポンプ場の定期的な点検、計画に基づく改良・修繕により、排水能力を適切に確保してまいります。
台風などによる沿岸部の越波対策につきましては、横浜東一丁目の町護岸、横浜小学校前面の県護岸の嵩上げ及び離岸堤が完成しており、残る護岸の早期完成に向け、県

や国に強く要望してまいります。
こうした事業につきましては、地域住民、地権者等関係者の御理解と御協力をいただきながら、事業の早期完成を目指し、国や県と協力して推進してまいります。

○被災者への相談体制の継続

被災者の方々に対し、保健師による継続した個別訪問を実施するとともに、坂町地域包括支援センター及び各関係機関と連携して被災者の生活再建に向けた様々な相談支援等を継続して行なってまいります。

○災害伝承ホールの活用

災害により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するため、追悼式を執り行うとともに、災害を風化させない取組として、

令和2年度には、坂町自然災害伝承公園内に水害碑を建立し、令和4年度は、坂町災害伝承ホールを開館いたし、写真や映像を通じて、豪雨災害から得られた教訓を未来に伝承するための取組を進めてまいります。

○災害誌の制作、津波・高潮ハザードマップの更新

被害の状況やその後の復旧・復興の取組をまとめた災害記録誌の制作や津波・高潮ハザードマップの更新を行い、町内全戸に配布してまいります。

2 次世代に引き継ぎ、住み続けられる基盤づくり

○空家利活用の促進

空家の利活用につきましては、引き続き、空家

活用支援窓口の設置や、空家バンクの運営とともに、空家改修等支援事業に取り組み、加えて、地域おこし協力隊による空家の利活用を推進してまいります。

○三世代同居・近居の推奨、地方創生移住支援事業の実施

三世代同居・近居住宅支援事業、子育て世帯引越支援事業に取り組むとともに、東京圏からの移住支援事業を展開してまいります。

○交通体系の形成

国道31号や広島呉道路の機能強化として、広島呉道路の4車線化に向けて、令和3年7月に着工式、同年10月には小屋浦トンネルの工事発注が、令和4年3月には坂高架橋から小屋浦トンネルまでの坂工事も工事発注さ

れ、これで町内全区間の工事が発注されました。引き続き、国や西日本高速道路株式会社に早期完成を働きかけていくとともに、4車線化事業に併せて町道植田水尻側道線の整備も進めているところでございます。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近までの一工区では、坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完成しております。関係地権者等の御理解をいただき、県道用地の確保も進んでおり、まとまった用地が確保された箇所から県に順次工事を実施していただいている中で、令和3年3月には、JR呉線や国道31号を越える高架橋の下部工事に着手しております。また、令和3年10月には、荒神橋付近から向井田橋付近までの2工区について、国から事業認可を受け、関係地権者

等の御理解をいただき、令和4年度から用地測量や境界立会を行っております。

引き続き、関係地権者の方々の更なる御理解、御協力をいただきながら、県道坂小屋浦線の早期完成を目指し、県とともに全力で事業を推進してまいります。

3 豊かな自然と快適な生活環境づくり

○森づくりの推進

生活基盤に欠かせない町道等公共土木施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通便利性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されております。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行い

つつ、都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備や円滑な通行の確保を目的として、県道坂小屋浦線への接続を図る道路や環状線道路事業を積極的に推進してまいります。

○町内循環バス事業の推進

識や森林整備の必要性を啓発して、森林整備の促進に貢献してまいります。
令和5年度には、ひろしま「山の日」県民の集いを安芸郡4町合同で開催し、身近な森林や山と関わるきっかけづくりに取り組んでまいります。

4 誰もが健康で暮らせるまちづくり

○保健・福祉の拠点の整備

近年、少子高齢化の急速な進展等に伴う保健・福祉に関する要望や要請が複合化・複雑化しており、その対応が課題となっております。

このため、保健・福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供することができ、保健・福祉の拠点の整備を促進してまいります。

○妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実

母子保健医療につきましては、安心して出産や子育てのできる町を目指し、不妊検査及び特定不妊治療や不育治療を受け

られる方への治療費助成を引き続き実施してまいります。また、子育て世代包括支援センターを中心として、地域に密着した母子保健推進員と連携した家庭訪問の強化や育児相談、母親学級等を開催するなど、支援を一層充実させてまいります。
さらに、産婦健診及び産後ケア事業を引き続き実施し、子育て支援センター等各関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援を充実させ、切れ目のない支援に引き続き取り組んでまいります。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施

介護予防と健康づくりの推進につきましては、高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐために、80歳、85歳を対象とした歯科健康診査を継続し、更に、人生100年時代

を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り健やかに過ごせるまちを実現するため、「元氣いきいき教室」や、地域の集いの場で住民の皆様が自主的に活動されている「いきいき百歳体操」を活用して、高齢者の心身の特性に応じた、きめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸及び介護予防に取り組んでまいります。

○障害者福祉サービス施設の整備

障害者福祉につきましては、障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で安心して自立した生活ができるように、幼児期から大人になり就労するまでを切れ目なく支援を行う多機能型障害福祉サービス施設を、民間の社会福祉法人

により植田地区に整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すとともに、施設内に災害時等に使用できる避難場所を設け、植田地区住民福祉協議会の要望に沿うべく整備を進めてまいります。

また、障害児に対する施策につきましては、子どもの発達課題に対して、早期発見・早期介入ができる支援体制を拡充するため、多機能型障害福祉サービス施設には児童発達支援センターの設置を予定しており、保育園等においては、障害児や医療的ケア児を受け入れるなど、療育支援体制の充実を図ってまいります。

○乳幼児等医療費助成制度の拡大・充実

乳幼児等医療費助成制度につきましては、昨今の社会情勢等を踏まえ、令和5年度から現在の通院の対象年齢である小学校

6年生までを、中学校3年生までに引き上げ、さらに一部負担金の500円につきましては、住民税非課税世帯において入院・通院とも無料となるよう、制度の拡大・充実を行ってまいります。

5 夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

○ICTを効果的に活用した教育の推進

情報化社会に生きる子どもたちにとって、教育における情報通信技術（ICT）を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。このため、本町では、国が進める「GIGAスクール構想」のもと、情報機器端末を活用した教材による教育を推進するとともに、継続的に財源を確保し、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを支

○地域とともにある学校づくりの推進

「地域とともにある学校づくり」では、学校と地域が一体となって子どもたちを育て、地域との絆を強めるとともに、次代の担い手を育成するため、学校運営協議会による地域と共にある学校づくりを推進し、さらなる地域連携・協働体制の構築に努めてまいります。中学校の部活動においては、学校主体で地域とともに盛り上げていけるよう、部活動指導員を配置し、支援してまいります。坂町の子どもたちが、「ふるさと坂町」に誇りをもち、異なる文化や価値観を理解し、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望の実現に向かって挑戦する児童生徒の育成を目指してまいります。

○「NHKのご自慢」の開催

令和5年6月18日に、国民的人気番組である「NHKのご自慢」の開催が決定しておりますので、町民の皆様の御参加などの御協力をお願いいたします。

6 産業活性化・観光振興による活気あるまちづくり

○地域おこし協力隊の導入、特産品開発

新たな特産品の開発及び振興につきましては、地域おこし協力隊を導入するとともに、広島カキやムラサキ麦、町木である梅を推奨し、本町の特色を活かすため、町公式キャラクターや観光資源等を活用して、多くの人に愛される商品の開発を進めてまいります。

梅ペーストと町公式キャラクターを用いて開

発し、今後、販路を拡大していく饅頭は、町外の方が本町に対する関心を高める契機となるよう、そして、町内事業者による本町の誇りとなる新たな特産品開発の促進につながるように活用してまいります。

また、本町のムラサキ麦を原材料としたビールは、製造再開に向けた検討を行っているところであり、原材料の確保や新たな生産体制の確立に努めるなど、地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

○ベイサイドビーチ坂の賑わい創出

観光振興につきまして、ベイサイドビーチ坂に整備した物販施設等で、地元特産品を販売するとともに、海でのマリンスポーツやビーチスポーツ、背後地でのトレッキングの拠点にできる本町を象徴する施設とし

て、町内外に魅力や情報を積極的に発信してまいります。

また、ベイサイドビーチ坂を通じた観光・地域振興をより効果的なものとするよう、地域おこし協力隊の導入や、令和4年度、広島県から陸域部分に關しての管理委託を受け、年間を通じた賑わいの創出と交流人口、関係人口の増加を図るとともに、新しい生活様式に対応した仕事ができる場所を提供し、本町の観光と商業、農業、漁業などの地域産業が連携した地域経済の活性化を図ります。

さらに、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について進めているところであり、引き続き、早期完成に向けて県などの関係機関へ働きかけてまいります。

7 効率的な行財政運営を図るまちづくり

○デジタル化の推進

デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築を目指し、情報通信技術（ICT）を活用した地域課題の解決、行政システムのオンライン化、行政システムの標準化・共通化、情報の漏洩防止対策の徹底等について重点的に取り組み、引き続き、住民密着のデジタル化を進めてまいります。

また、デジタル社会の基盤となりますマイナンバーカードの取得促進につきましては、新たに、横浜出張所及び小屋浦出張所におきまして、交付や更新などの手続きができるように機器の整備を行ってまいります。

また、毎週木曜日に午後7時まで役場で行っております専用窓口の延長

受付と土曜開庁日の受付につきましては、今後も継続してまいります。各地区や事業所などに職員が出向いて行っております「出張申請窓口」につきましても、積極的に展開するとともに、マイナンバーカードの普及を通じて、町民の方々にとって利便性の高い社会生活を推進してまいります。

○テレビのデータ放送を活用した情報発信、仮想現実（VR）を活用した観光施設の魅力発信

広報活動につきましては、さらなる情報発信の強化を図るため、民放放送局のデータ放送を活用し、スマートフォン操作が苦手な方やインターネット環境がない方など、子どもから高齢者まで、テレビを通じて容易に情報入手できる機能を導入してまいります。

また、仮想現実（VR）

○ご当地ナンバープレートの導入

を活用した観光施設の魅力発信を行うなど、町の情報発信の拡充・強化により一層取り組んでまいります。

町の魅力発信を図るとともに、町民の皆様に愛着を深めていただくことを目的に、町の魅力を表現した原動機付自転車のご当地ナンバープレートを制作してまいります。

◆おわりに

令和5年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い生活再建、復旧・復興を必ずや成し遂げるために、高い次元の志を持って取り組みとともに、未来に向け、希望を抱ける行財政運営を行いたいと考えております。



町政の基本理念は、町民一人一人が健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると私は考えております。

このような社会を実現するため、町民の皆様をはじめ、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後あらゆる創意と工夫のもとに、地に足が着いた施策を着実に推進してまいります。

議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年度 教育行政方針

―はじめに―

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行で「予測困難な社会」が現実のものとなった今日、急激に変化する時代の中で、学校教育には一人一人の子供たちに、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質や能力を育成することが求められています。

国では、「※GIGAスクール構想」の実現に向けて、ICT環境がこれからの学校教育を支えることを前提に、今後の学校教育の在り方について検討されてきています。坂町では「GIGAスクール構想」に基づき、一人一台端末、電子黒板、デジタル教科書と高速大容量の通信ネットワークを活用したICT教育を

推進するとともに、子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させる取組を推進してまいります。

さらには、人生100年時代の到来など社会の変化や課題を踏まえた新しい時代を迎える中、生涯学習の重要性は一層高まっております。町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供等、生涯学習の理念を踏まえた総合的な政策を推進してまいります。

また、令和4年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの行事やイベントの中止や縮小を余儀なくされました。感染防止対策を徹底して開催できた行事やイベントはあるものの、依然として感染者は多く予断を許さない状況が続いています。

引き続き、令和5年度においても感染防止に強い危機意識を持ち、「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」という新たな時代を見据えるとともに、国・県の動向を的確に把握し、たうえて、行事やイベント等の目的や効果を再検証し、柔軟かつきめ細やかに施策を展開してまいります。

坂町教育委員会といたしましては、「町長施政方針」及び「坂町長期総合計画」等に基づき、また「総合教育会議」の趣旨を踏まえ、町長部局と一体となって、効果的な教育行政を推進してまいります。

※GIGAスクール構想
一人一台端末（タブレット）を実現し、子供たちの資質能力を一層育成するICT環境の構築

2 学校教育

(1)「礼節」を基本とした 教育の推進

一人一人の子供たちが、自らを律しつつ他者と協調し、思いやりや感動する心を育みながら、「礼節」をわきまえた行為へと深めていく教育を推進してまいります。

時と場所、場合に応じた適切な挨拶や言葉遣いのできる「礼儀」と、自分自身の立場をわきまえてよく考えて行動し、生活することのできる「節度」を一体として捉え、全ての教育活動を通して取り組んでまいります。

(2) 確かな学力の向上

これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくために、児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容の定着を図り、自

ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成してまいります。

育成に当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めるとともに、ICT環境を最大限活用し、質の高い教育の実現を目指してまいります。

(4) 防災教育の推進

じめ、学校教育活動全体を通して、体力・運動能力の更なる向上に努め、児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができる取組を推進してまいります。

平成30年7月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育を推進し、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するとともに、復興に向けて心身ともにたくましく生き抜く力を育む防災教育を推進してまいります。

体力は人間の発達・成長を支え、創造的な活動をするために大切な役割を果たすことから、将来を担う児童生徒の体力を向上させることは、坂町の未来の発展のためにも重要であると考えます。今後、各学校の実態を踏まえ、「体力づくり改善計画」を作成し、体育・保健体育の授業をは

ような資質や能力を養い、能動的に防災に対応することのできる人材を育成してまいります。

(5) 特別支援教育の推進

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、ユニバーサルデザインに配慮した教育環境を充実させるとともに、適切な指導や支援を行ってまいります。

このため、各学校で「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関等との連携を積極的に進め、研修の充実や指導内容、指導方法の改善を進めてまいります。

(6) ICT教育の推進

社会全体のデジタル化が推進される中、学校においても学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要です。そのためには、学校におけるICT環境を最大限活用するとともに、電子黒板やデジタル教科書等の新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、情報モラル教育を含めたICT教育を推進してまいります。

(7) グローバル人材の育成

グローバル化が進展する中、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する姿勢を育み、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質や能力を身に付けることが求め

られています。坂町で育ったことに誇りをもち、胸を張って坂町を語り、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、自らの考えや意見を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神をもって行動できる能力や態度を育成します。また、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する人材を育成してまいります。

(8) 生徒指導体制の確立

児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決と健全育成を一体的に捉え、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し社会的自立を促進する生徒指導体制の確立を図ってまいります。

また、学校・家庭・地域・



関係機関等が互いに連携し、それぞれの教育力を生かした開かれた生徒指導を推進するとともに、校内における教育相談体制の充実に努めてまいります。

とりわけ、いじめ問題については、「どの子にもどの学校にも起こりうる問題」として認識し、いじめの未然防止に努め、いじめが生じた際には、迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつけるために、学校と教育委員会が一体となって適切に対応してまいります。

(9) 保育園・こども園・小・中学校連携・接続の推進

町内の保育園・認定こども園、小学校、中学校間が円滑に連携・接続しながら子供の発達や成長段階にあわせた教育の連続性、一貫性を確保し、子供に対して体系的な教育が組織的に行われるこ

とが重要です。

このため、保育園・認定こども園と小学校が連携しながら、互いの教育・保育を理解し、見通しをもって、子供の育ちと学びを連続させていく連携体制の構築と教育内容の充実を図ってまいります。また、小・中学校では9年間の教育課程を系統的、継続的な一つのまとまりとして捉え、学校間の円滑な連携・接続を確保し、心身ともに健康で、子供たちの発達段階に応じた「生きる力」を育成してまいります。

(10) 「地域とともにある学校づくり」の推進

学校と地域が学校の目標を共有し、一体となつて地域の子供たちを育んでいくことは、子供の豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

このため、町内各学校

区において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をさらに充実させ、学校と地域が連携・協働しながら一体となって子供たちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、中学校の部活動においては、学校主体で地域とともに盛り上げていけるよう、部活動指導員の配置に向けて関係機関と連携してまいります。

(11) 安全・安心な学校環境の整備

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時等には避難所として役割を果たす重要な施設です。

引き続き、学校施設の

老朽化対策として策定した「長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に長寿命化を図り、良好な状態の維持や安全性の確保に努めてまいります。また、教職員の長時間勤務課題の解決に向けて、児童生徒の出欠や成績の管理を行う校務支援システムの運用等により健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進してまいります。

3 生涯学習

(1) 生涯学習社会の推進

社会の急激な変化を背景に、価値観の多様化する中で長い人生を生き生きと生きるため、従来の学校中心の教育が見直され、あらゆる世代、すべての生活の場における生涯にわたる学習が重

視されています。

そのため、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現を目指した取組を推進してまいります。

(2) 生涯学習環境の整備

学習活動のさらなる充実を図るため、学習意欲をもつ誰もが、それぞれのライフスタイルに合わせ、いつでも、どこでも、気軽に学べる環境づくりを支援してまいります。

町民センターや図書館などの公共施設が町民の身近な学習拠点や交流の場として活用されるように、多様化・高度化する学習内容や学習方法に対応してまいります。また、小・中学校を含めた施設間の連携、施設・設備等の充実を図るとともに、

活用の利便性に努めてまいります。

令和4年度には町民センター大ホールの大規模設備改修を行い、これからもより安全に快適にご利用いただけるようになります。

また、Sunstar Hall（町民交流センター）においては、町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の交流拠点として活用されるよう関係機関等とも協力し、利用促進に努めるとともに、防災の拠点として、施設の適切な点検及び維持管理に努めてまいります。

(3) 生涯学習推進体制の確立

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者及びコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立に努め

てまいります。

また、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、講座参加者の安全・安心を確保し、継続して活動ができるよう自主グループの育成や生涯学習に関係する機関・団体間の連携・協力体制の構築を図ってまいります。

(4) 図書館運営の充実

図書館は、地域の情報の拠点としての役割を果たすため、蔵書・資料などの計画的な収集・整備に努め、誰もが知識や情報を得ることができる環境を整えてまいります。

また、学校、公民館等関連施設と連携し、町内全域で質の高い図書館サービスが提供できるように、資質の向上を図るとともに、図書館機能を活用した生涯学習機会の提供と充実に努めてまいります。子供の読書活動については、感染状況を注視し

ながら、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校など社会全体で、子供の読書活動を推進してまいります。

(5) 生涯スポーツ社会の振興

町民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、幸福で豊かな生活を営むことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

推進に当たっては、坂町体育協会やスポーツ推進委員等の関係機関と連携・協力し、「坂町悠々健康ウォーキング大会」をはじめとする各種スポーツ大会や主催事業を開催し、町民にスポーツ活動を通して、心身の健全な発達や体力増進・健康維持の機会の充実に努めてまいります。開催については、感染

防止対策を十分に取し、慎重に検討し工夫してまいります。

(6) 芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いとなることから、芸術・文化を大切にする社会の実現を目指してまいります。町民センターをはじめ、公共施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と振興に努め、地域に根ざした芸術・文化活動を推進してまいります。

また、文化協会・関係機関及び団体等と連携し、芸術・文化活動の活性化を図られるよう、情報の提供や発表の場、参加する機会の拡充に努めてまいります。

令和4年度には文化協

会として初めて平和を祈念するコンサート「ピースフェスティバル」を開催し、多くの方にご参加・鑑賞をしていただきました。今後も感染状況を注視しながら、文化活動を継続し、町民の声に耳を傾け、出演者も鑑賞者も充実感を味わえる内容となるよう柔軟に取り組んでまいります。

(7) 青少年の健全育成

青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性を育み、心身ともに健康に成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを目指してまいります。

このため、青少年育成坂町民会議や学校等と連携し、「あいさつ運動」や「道徳作文」、「青少年の主張」などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて、他人を思いやる



坂町役場電話番号表（令和5年4月1日現在）

各課と直接通話できますので、ご用件がある課へご連絡ください。

代表番号（夜間・休日を含む） ☎820-1500 FAX 820-1522

階	部課名	電話番号	主 な 仕 事	メールアドレス
1階	出 納 室	820-1501	現金・有価証券の出納保管	suitou@town.saka.lg.jp
	〔総務部〕 税務住民課	820-1502	戸籍、住民票、印鑑登録・証明、一般旅券、国民年金、住居表示、マイナンバー	jyumin@town.saka.lg.jp
		820-1503	町税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課徴収、税関係諸証明	zeimu@town.saka.lg.jp
	〔民生部〕 保険健康課	820-1504	介護保険、国民健康保険、健康診査、後期高齢者医療、母子保健、高齢者福祉、予防接種、原爆被害者対策、保健センターの運営	kenkou@town.saka.lg.jp
	〔民生部〕 民 生 課 福祉事務所	820-1505	社会福祉、人権対策、児童福祉、児童手当、保育園・認定こども園、障害者福祉、児童遊園地、母子父子福祉、児童扶養手当、生活保護	minsei@town.saka.lg.jp
2階	〔民生部〕 環境防災課	820-1506	公衆衛生、公害対策、廃棄物対策、狂犬病予防	bousai@town.saka.lg.jp
	危機管理室	820-1540	消防、防災、防犯、交通安全	kikikanri@town.saka.lg.jp
	〔総務部〕 企画財政課	820-1507	行政の企画調整、広報・広聴、統計、定住促進、財政、予算、入札、契約	kikaku@town.saka.lg.jp
	空き家活用支援窓口	820-1520	空き家の利活用	
	〔総務部〕 総 務 課	820-1510	庶務、職員人事、研修、情報化推進、選挙管理委員会	soumu@town.saka.lg.jp
3階	〔建設部〕 産業建設課	820-1512	道路・橋梁新設維持管理、災害復旧工事、農林水産、商工、町営・町有住宅、道水路境界確認	sanken@town.saka.lg.jp
	県道推進室	820-1536	消費生活相談(☎820-1535[専用電話]) 県道の推進・整備	kendou@town.saka.lg.jp
	〔建設部〕 都市計画課	820-1513	都市計画、都市公園、開発行為の調整、建築確認、空き家対策、公共下水道事業、循環バス、駐輪場、屋外広告物	tokei@town.saka.lg.jp
	学校教育課	820-1524	学校施設の維持管理、児童生徒の就学、転入転学、学校給食、就学援助	gakukou@town.saka.lg.jp
	生涯学習課	820-1525	社会教育、文化財保護、スポーツ振興、海洋センター、Sunstar Hall等の管理運営	syougai@town.saka.lg.jp
4階	議 会 議会事務局 監査事務局	820-1514	議案審議、議会広報、議会への請願・陳情、監査事務	gikai@town.saka.lg.jp
	町民センター	820-1515	生涯学習・芸術・文化活動の振興、芸術・文化関係団体の育成、国際交流事業	cyoumin@town.saka.lg.jp

出先機関等

坂小学校	885-0002	横浜ふれあいセンター	885-0014	保健センター	885-3131
横浜小学校	885-0015	小屋浦ふれあいセンター	886-8003	坂町社会福祉協議会	885-2611
小屋浦小学校	886-8001	コミュニティーホールさか	885-0042	坂町地域包括支援センター	885-3701
坂中学校	885-0004	横浜出張所	885-0014	たいびエコセンター	885-1018
坂公民館	885-0042	小屋浦出張所	886-8003	テレホンサービス (告別式・葬儀、 定時放送のお知らせ)	884-2500
坂町立図書館	886-3280	給食センター	885-0214		
海洋センター	884-2525	Sunstar Hall	885-5321		



心や善悪の判断などの基本的倫理観を養い、社会的なマナーを身につける等の健全な育成に努めてまいります。

(8)「放課後子どもプラン」の推進

子供たちが放課後や週末の自由な時間を安全で安心して活動できる拠点として、「放課後子ども教室」や「子どもチャレンジ講座」の充実に努め、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図り、子供たちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養を目指してまいります。

現在「留守家庭児童会」は、坂・横浜・小屋浦の全ての地区で待機児童も無く、全学年の受け入れを行っています。今後も「放課後子ども教室」と連携、新型コロナウイルスへの対策を徹底しながら、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、子

供たちの健全育成と子育て支援の充実に努めるとともに、早い時間帯の受け入れ態勢についても引き続き検討してまいります。

(9) 町史の普及・活用の促進

歴史資料の普及啓発及び、郷土愛を育むことを目的に刊行された町史と編さん事業に伴い収集した資料を活用し、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開してまいります。

町民の歴史や文化に対する関心・意欲を高め、先人が築いた歴史や文化を次世代に継承するため、坂町史の普及・啓発活動に努めるとともに、B&G財団の助成金を活用し、地域の発展に貢献された偉人をマンガにする事業を展開し、制作後は町内の学校・図書館に配布して学習活動に利用するなど、坂町の歴史・文化を

後世に伝えてまいります。

(10) 国際交流の推進

国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが求められているため、国内外における異文化体験や共同生活体験等の機会を提供し、次代を担うグローバル人材を育成してまいります。

また、コロナ禍のため中止している「第7回坂町海外研修青少年対象事業」につきましては、急激な円安による渡航費用の高騰や新型コロナウイルスの収束が見込めないことなどにより、断念せざるを得ない状況となっており、円安の解消並びに新型コロナウイルスの収束等、安全・安心に渡航できるといった状況になった際には、再開できるように努めます。

準備をしてまいります。

4 おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響は様々な分野に及んでおり、今後も感染拡大防止と教育施策の両立に取り組むとともに、新しい生活様式が推奨される中、各施策を「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」の視点で再構築していくことが優先課題であると考えます。

坂町教育委員会といたしましては、「夢や希望を育み、絆をつくる人づくり」を基本目標とし、子供たち一人一人の能力や個性を伸ばし、新たな時代を豊かに生き抜く力を育成する質の高い教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の充実に努めてまいります。

また、町民の皆様が生涯を通じて健やかに充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりに努め、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環と生涯学習社会の実現を目指した効果的な取組を進めてまいります。

厳しい財政状況の中、町当局の教育行政に対する温かいご支援に心から感謝申し上げますとともに、その期待に応えるため、より一層努力し、坂町教育の向上及び発展のために邁進してまいります。

今後とも議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。まして「教育行政方針」とします。

出演
予定

予選を通過した 18 組程度のみなさん

<ゲスト>

細川 たかし
島谷 ひとみ

<司 会>

二宮 直輝アナウンサー



細川 たかし



島谷 ひとみ

観覧
申込

入場は「WEB」(NHK広島放送局ホームページ)で受け付けます。

WEB <https://nhk.jp/hiroshima> 【締 切】5月18日(木)23時59分

※郵便往復はがきでの受け付けはありません。

- 当選は、お1人様1件に限らせていただきます。
- 同一メールアドレスでの重複申し込みはできません。また、同一電話番号で複数お申し込みいただいた場合、1件として扱います。
- 架空の応募者情報、もしくは応募者本人以外の住所、名前、電話番号、メールアドレスでのお申し込みはお断りします。
- 1歳以上のお子様から入場整理券が必要です。
- 入力内容に不備があった場合は無効となりますのでご注意ください。
- ご応募いただいた方には受付確認メールをお送りします。
- 応募多数の場合は抽選のうえ、当選された方には入場整理券(1枚で2人入場可)を5月31日(水)頃に郵送します。落選された方には6月1日(木)15時以降に、落選通知メールをお送りします。なお、座席は入場整理券で事前に指定します。
- インターネットなどでの入場整理券の売買は固くお断りします。転売を目的としたお申し込みであると判明した場合は抽選対象外とします。また、売買が確認された場合は入場をお断りします。
- インターネット売買サイトなどでの入場整理券の偽造や架空出品にともなうトラブルが発生していますので、くれぐれもご注意ください。
- 受信拒否設定などをされている方は、あらかじめnhk.jpからのメールを受信できるよう、設定の変更をお願いします。また、フリーメールアドレスで申し込まれた場合は、NHKからお送りするメールを受信できないことがあります。
- ご応募の際にいただいた個人情報は、抽選結果のご連絡、今回のイベントに関連した放送・コンテンツ配信のご案内、「受信料の窓口サイト」のご紹介、受信料のお願いに利用させていただきます。ご提供いただいた個人情報については、利用目的が達成され次第、遅滞なく消去いたします。NHKの個人情報の取り扱いについては、「受信料関係分野プライバシーポリシー」および「NHK イベント・インフォメーションにおける個人情報保護について」をご確認ください。

問合せ Sunstar Hall ☎885-5321(9時~17時30分)

主 催 NHK 広島放送局、坂町、坂町教育委員会

※新型コロナウイルスの感染状況、荒天などの影響により公演を中止する場合があります。その場合、他の公演への振替はございませんので何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。また、事情により出演者や演出など番組内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

放送予定 6月18日(日) 12時15分~13時00分

<総合・ラジオ第1・FM・国際放送>(生放送)

※NHK プラスでインターネットでの同時配信/見逃し番組配信(放送後1週間)があります。



NHK のど自慢 出場者・観覧者を募集します!

NHK広島放送局と坂町、坂町教育委員会では、平成30年7月豪雨災害から5年の節目として、「NHKのど自慢」を実施します。この番組は、「歌で思いを届ける!」をテーマに、地域のみなさんの元気な歌声を全国にお届けします。みなさんのご参加をお待ちしています!

予選会

開 会 6月17日(土)12時

結果発表 17時30分頃予定

※予選会は公開で行う予定です。
予選会観覧の事前申し込みは不要。
混雑の状況により、入場を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

と き 令和5年6月18日(日)

11時50分~13時15分

と ころ Sunstar Hall

出場
申込

出場申し込みは、「WEB」または「郵便往復はがき(私製を除く)」で受け付けます。

WEB

NHK サイトの専用申し込みフォーム (<https://nhk.jp/hiroshima>) からお申し込みください。

【締切】 4月27日(木)23時59分

郵便往復
はがき

必要事項をご記入の上、以下のあて先にお送りください。

【締切】 4月27日(木)必着



【往信用 あて先】

〒730-8672
(住所不要)NHK 広島放送局
「NHK のど自慢」
出場係

【往信用裏面】

- ①郵便番号
- ②住所
- ③名前(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤性別
- ⑥電話番号※1
- ⑦職業※2
- ⑧歌う曲目とその歌手名
- ⑨選曲理由(詳しく)

【返信用表面】

出場申込者
(代表者)の

- ① 郵便番号
- ② 住所
- ③ 名前

【返信用裏面】

結果を印刷します。
白紙のまま送付し
てください。紙・シールなどの貼
り付け、修正液のご使
用もご遠慮ください。

※1 日中連絡がつきやすい電話番号(携帯電話推奨)を記入してください。
※2 中学生・高校生・大学生は学年や部活動なども記入してください。

摩擦熱で色が消えるボールペンの使用はご遠慮ください。

- 「WEB」と「郵便往復はがき」のどちらでお申し込みされても選考に影響はありません。
- 応募者の中から200組程度を上限に選出のうえ、前日の予選会にご出場いただきます。当選の方には予選会のご案内を、落選の方には落選通知をはがきで5月31日(水)頃に発送します。
- 中学生以上の方で、原則としてアマチュアの方が対象です。(中学生は予選会・本番どちらも保護者の同伴が必要です。保護者の名前と電話番号も入力、記入してください。)
- 応募は1人(組)1件に限ります。「WEB」と「郵便往復はがき」の両方でお申し込みされても1件として扱います。
- グループでお申し込みの場合は、全員の名前(ふりがな)と年齢、性別、職業を明記の上、代表者がお申し込みください。※グループでご参加の方は、ステージでの歌唱の際、一定の距離をとっていただくことにしています。そのため、人数は4人を上限とさせていただきます。
- 応募後の曲目・出場者の変更はできません。
- 予選会でのキーの変更はできません。
- 入力、記入内容に不備があった場合は無効となりますのでご注意ください。
- ご応募の際にいただいた個人情報は、番組の制作や選出結果のご連絡に使用させていただきます。

問合せ NHK 広島放送局 ☎504-5112(月~金 10時~19時、土 10時~18時)



ワクチン接種は任意です。強制ではありません。

特例の臨時接種期間が令和6年3月31日まで延長されました。
引き続き、無料で新型コロナワクチンの接種ができます。

6か月～4歳の方の接種について

乳幼児用のワクチンは3回の接種を初回接種として、2回目は3週間、3回目は8週間の間隔をあけて接種します。

※オミクロン株対応ワクチンではありません。

5～11歳の方の接種について

令和5年3月8日から小児への追加接種はオミクロン株対応2価ワクチンになりました。対象の方には順次接種券を発送しますので、町外の小児科等で接種をお願いします。

初回接種（1・2回目）について

初回接種は令和5年度も行います。坂町では町民センターでノババックスを接種できます。

接種日程（4月）

※令和5年春開始接種は5月8日から始まります。

接種会場	接種日	受付時間	ワクチン
町民センター (12歳以上対象)	4月29日(土)	9時00分～10時30分	ファイザー(BA.4-5)
		10時30分～11時00分	ノババックス
		11時00分～11時30分	モデルナ(BA.4-5)
済生会広島病院 (高校生以上対象)	4月21日(金)	15時30分～16時15分	ファイザー(BA.4-5)

令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2価ワクチンでの追加接種）は令和5年5月7日で終了します。

まだ、オミクロン株対応2価ワクチンを接種していない方で接種を希望される場合は、5月7日までに接種してください。

町内で5月7日までに受けることのできる接種日は、4月21日(金)と4月29日(土)のみです。

次の方は、コロナワクチン予約窓口までお問い合わせください

- ・追加接種にノババックスを希望される方
- ・乳幼児や小児のワクチンが接種できる医療機関を知りたい方
- ・接種券が届かない方、接種券を紛失した方、前回の接種を終えてから坂町に転入した方

新型コロナワクチンの接種には予約が必要です。
接種券がお手元に届いた方で接種を希望される場合は、予約してください。

Web予約



コロナワクチン予約窓口
(平日9時～17時)

☎ 820-1545

広報さか4月号に掲載の講座やイベントは、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止・延期となる場合があります。最新の情報は、各問合せ先や坂町ホームページでご確認ください。



令和5年度の新型コロナワクチン接種について

春開始接種として、令和5年5月8日(月)から8月末までに、高齢者等重症化リスクの高い方や医療従事者等は1回接種できます。令和5年9月から秋開始接種として、すべての方が1回接種できます。いずれも初回接種を終了した方が対象です。

対 象		令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種
①	高齢者（65歳以上）	接種対象 〔オミクロン株対応 2価ワクチン〕	接種対象 (使用ワクチンは検討中)
②	基礎疾患を有する方（5～64歳） 医療従事者等		
③	上記①②以外の方	対象外	

①65歳以上の方の接種券は前回の接種日が早い方から順に、4月下旬から5月下旬までに順次発送します。

予約の方法については、接種券に同封する案内をご確認ください。

②基礎疾患(※)を有する方、医療機関や高齢者・障害者施設等の従事者の方は接種券の申請が必要です。電子申請、または予約窓口までお電話ください。

③上記①②以外の方は、秋から冬(9月～)に1回接種します。

※基礎疾患を有する方の範囲

- 18歳以上の方の場合
- 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
 - ① 慢性の呼吸器の病気
 - ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - ③ 慢性の腎臓病
 - ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
 - ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
 - ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - ⑪ 染色体異常
 - ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
 - ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
 - 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

- 18歳未満の方の場合
- 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
- ① 慢性呼吸器疾患
 - ② 慢性心疾患
 - ③ 慢性腎疾患
 - ④ 神経疾患・神経筋疾患
 - ⑤ 血液疾患
 - ⑥ 糖尿病・代謝性疾患
 - ⑦ 悪性腫瘍
 - ⑧ 関節リウマチ・膠原病
 - ⑨ 内分泌疾患
 - ⑩ 消化器疾患・肝疾患等
 - ⑪ 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
 - ⑫ その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）



議会報告

令和5年第1回坂町議会（臨時会）が2月3日（金）に開会され、提案した案件が可決されました。

○専決処分をした事件の報告について

（ベイサイドビーチ坂物販施設等整備工事請負契約の変更について）

ベイサイドビーチ坂物販施設等整備工事請負契約の契約金額5億3千460万1千100円を5億3千484万8千600円に変更したことを報告するもの

○令和4年度坂町一般会計補正予算（第9号）

国の補正予算に伴う事業費の追加等に要する経費として、これまでの予算に1億937万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億5千700万

7千円とするもの

○令和4年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

国の補正予算及び国費の追加配分に伴う事業費に要する経費として、これまでの予算に2千800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億863万7千円とするもの

議会報告

令和5年第2回坂町議会（定例会）が3月2日（木）に開会され、提案した案件が可決されました。

○令和4年度坂町一般会計補正予算（第10号）

決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算から2億9千147万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を72億6千553万4千円とするもの

○令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算に18万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5千742万3千円とするもの

○令和4年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算から647万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億216万5千円とするもの

○令和4年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算に1千269万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7千988万4千円とするもの

議会報告

令和5年第3回坂町議会（臨時会）が3月20日（月）に開会され、提案した案件が可決されました。

○坂町副町長の選任の同意について

府中市府川町 村上 明雄 氏
を委任することに同意を
求めるもの

○専決処分をした事件の報告について

（恵美須橋拡幅工事請負契約の変更について）
恵美須橋拡幅工事請負契約の契約金額1億1千308万円を1億1千739万4千200円に変更したことを報告するもの

○専決処分をした事件の報告について

（町民センター舞台照明設備改修工事請負契約の変更について）

○令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算から413万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8千951万6千円とするもの

○坂町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○坂町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○ベイサイドビーチ坂物販施設等設置及び管理に関する条例の制定について

ベイサイドビーチ坂物販施設等を適切に管理運営するため制定するもの

○坂町乳幼児等医療費支給条例の全部改正について

乳幼児等の通院医療費の支給対象の年齢を拡充したことに伴い条例の題

町民センター舞台照明設備改修工事請負契約の契約金額5千480万9千700円に変更したことを報告するもの

○（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和5年度契約の締結について

西日本高速道路株式会社中国支社
契約金額
5億5千800万239円

○坂東環状線道路改良工事請負契約の締結について

広島ガステクノ・サービス株式会社
契約金額
7千920万円

○横浜排水区雨水排水路改良工事請負契約の締結について

有有限会社ヤマダ工業
契約金額
6千930万円

名を変更するもの

○会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員の期末手当を一般職の特別給に準拠することに伴い改正するもの

○坂町国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法施行令等の一部改正に伴い改正するもの

○坂町国民健康保険条例の一部改正について

県内準統一保険料率にあわせ、坂町国民健康保険の税率を変更するため改正するもの

○令和5年度坂町一般会計予算

平成30年7月豪雨災害の復旧から復興へと取組の段階を切り替えながら、道路等の社会基盤の更なる強化やベイサイドビーチ坂の年間を通じ

○坂町文化財倉庫設置及び管理条例の制定について

平成30年7月豪雨災害により破損した文化財倉庫を移転したことに伴い制定するもの

○職員の給与に関する条例の一部改正について

土木行政全般の技術的事項に関する指導を行うため、技術指導官の職を設置することに伴い改正するもの

○令和4年度坂町一般会計補正予算（第11号）

新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費として、これまでの予算に4千152万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億706万円とするもの

議会では、町民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。
町政を知る良い機会として、お気軽に傍聴にお越しく下さい。



① 子育て・介護関係26手続のオンライン申請を開始します

4月3日(月)から、子育て・介護関係の一部の手続について、国が運営しているオンラインサービス「マイナポータル(ぴったりサービス)」を利用して、スマートフォンやパソコン等からマイナンバーカードを使って電子申請ができるようになります。

■電子申請できる手続(26手続)

制度	手続名	担当課
児童手当	- 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 - 児童手当等の額の改定の請求及び届出 - 氏名変更/住所変更等の届出 - 受給事由消滅の届出 - 未支払の児童手当等の請求 - 児童手当等に係る寄附の申出 - 児童手当等に係る寄附変更等の申出 - 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 - 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 - 児童手当等の現況届	役場民生課 ☎820-1505
児童扶養手当	児童扶養手当の現況届	
保育	支給認定の申請・保育施設等の利用申込・保育施設等の現況届	
母子保健	妊娠の届出	
介護保険	- 要介護、要支援認定の申請 - 要介護、要支援更新認定の申請 - 要介護、要支援状態区分変更認定の申請 - 居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 - 介護保険負担割合証の再交付申請 - 被保険者証の再交付申請 - 高額介護(予防)サービス費の支給申請 - 介護保険負担限度額認定申請 - 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 - 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 - 住所移転後の要介護、要支援認定申請	役場保険健康課 ☎820-1504

※手続によっては別途、書類(原本)の提出や面談が必要な場合があります。

①ぴったりサービスを検索

ぴったりサービス 検索



マイナポータル
(ぴったりサービス)

②市区町村の選択、手続検索



③電子申請

- 必要事項を入力
- 添付書類を登録
- 電子署名



マイナンバーカードで電子署名

詳細は「マイナポータル(ぴったりサービス)」のサイトをご覧ください。
手続内容や受付時期などに関することは、各担当課へお問い合わせください。

問合せ 役場総務課 ☎820-1510(ぴったりサービスの利用方法に関すること)



お知らせ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。



① 統一地方選挙が行われます 「素敵じゃね! 票に希望を託すキミ」

明るく住みよい町づくりは、私達の願いです。その願いを託すもっとも身近で重要な選挙です。みんなそろって投票しましょう。

選挙の当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票を行うことができます。(入場券が届いていれば、ご持参ください。)

選挙名	広島県議会議員一般選挙	坂町議会議員一般選挙
告示日	3月31日(金)	4月18日(火)
投票日	4月9日(日) 7時~20時	4月23日(日) 7時~20時
投票の方法	投票日当日、投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。	
期日前投票	4月1日(土)~4月8日(土) 時間 8時30分~20時 場所 坂町役場2階	4月19日(水)~4月22日(土) 時間 8時30分~20時 場所 坂町役場2階

統一地方選挙の「選挙公報」が発行されます

「選挙公報」は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載するものです。

3月31日(金)告示の広島県議会議員一般選挙は4月4日(火)頃、

4月18日(火)告示の坂町議会議員一般選挙は4月21日(金)頃、

行政連絡員から各世帯に配布される予定です。

問合せ 坂町選挙管理委員会事務局 ☎820-1510

選挙に行こう!



① こども医療費助成制度の対象者を拡充します

4月1日(土)から、「乳幼児等医療費助成制度」を「こども医療費助成制度」へと改称し、対象者及び一部負担金を変更します。

		変更前	変更後
受給者証名		乳幼児等医療費受給者証	こども医療費受給者証
対象者	通院	小学校 6 年生まで	中学校 3 年生まで
	入院	中学校 3 年生まで	変更はありません
一部負担金	通院	500円（月 4 日まで）	個人住民税課税世帯：500円（月 4 日まで） 個人住民税非課税世帯：無料
	入院	500円（月 14 日まで）	個人住民税課税世帯：500円（月 14 日まで） 個人住民税非課税世帯：無料

旧制度の対象者には受給者証を、新制度によって新たに対象となる方には申請書を送付しています。旧制度の受給者証は、有効期間内であっても利用できませんのでご注意ください。

問合せ 役場民生課 ☎820-1505



① 狂犬病予防注射を実施します

犬の登録は生涯に一回、必ず行ってください。また、狂犬病予防注射は毎年一回、受けなければなりません。次のとおり、狂犬病予防注射を実施します。



と き	と ころ	時 間
5月11日 (木)	上条児童遊園地	9時20分～9時30分
	西側新木駐車場（綿打橋バス停前）	9時40分～9時50分
	正原池公園下	10時00分～10時10分
	保健センター前	10時20分～10時30分
	新張公園	10時40分～10時50分
	コミュニティーホールさか前	11時00分～11時30分
	丸子踏切横	11時40分～11時50分
	坂町役場（町民ひろば）	13時00分～13時20分
5月12日 (金)	鯛尾消防格納庫前	9時20分～9時35分
	西児童遊園地横	9時45分～9時55分
	横浜ふれあいセンター前	10時05分～10時20分
	植田中央公園	10時30分～10時40分
	畝ヶ丘団地入口	10時50分～11時00分
	水尻駅前	11時10分～11時20分
	小屋浦公園※	11時30分～11時45分
	向田児童遊園地	13時00分～13時10分
	小屋浦ふれあいセンター横	13時20分～13時30分

※例年、天地川公園で実施していましたが、現在、利用できないため、小屋浦公園に変更しています。ご注意ください。

(1) 未登録の犬

新規登録手数料 3,000円
 狂犬病予防注射実施手数料 2,550円
 注射済票交付申請手数料 550円

合計 6,100円

(2) 登録済の犬

狂犬病予防注射実施手数料 2,550円
 注射済票交付申請手数料 550円

合計 3,100円

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506



※犬の登録は必ず行い、犬の散歩の時にはフン等の後始末をするなど、飼い主の方は責任をもって飼いましょう。

② 坂町教育委員会会議の傍聴について

教育委員会会議は、毎月、定期的に開催しています。また、必要に応じて臨時に開催する場合もあります。

日時及び場所は、各地区の掲示板へ告示しますのでご覧ください。なお、教育委員会会議の傍聴を希望される方は、お問い合わせください。

問合せ 教育委員会事務局学校教育課 ☎820-1524



③ 子宮頸がん予防のためのワクチンについて ～令和5年4月1日より9価ワクチン(シルガード9)が定期接種化されました～

公費接種の対象

小学校6年生～高校1年生相当の女子

キャッチアップ接種（※1）の対象

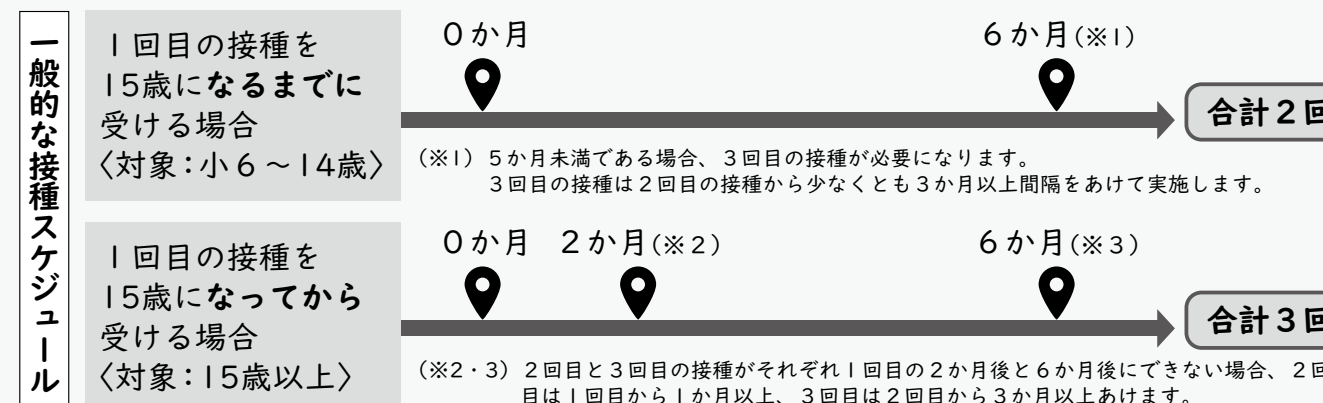
平成9年度生まれ～平成18年度生まれ（誕生日が平成9年4月2日～平成19年4月1日）の女性。このほか、平成19年度生まれの方は、通常の接種対象の年齢（小学校6年から高校1年相当）を超えても、令和7年3月末まで接種できます。

（※1）キャッチアップ接種とはHPVワクチンの接種の機会を逃した方のための接種のことです。

ワクチンの種類・接種回数

ワクチンの種類 (商品名)	2価ワクチン (サーバリックス)	4価ワクチン (ガーダシル)	9価ワクチン (シルガード9)
接種回数	3回	3回	下記の図参照

9価ワクチンの対象者・接種スケジュール



2価ワクチン、4価ワクチンとの交接種について

同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則としますが、すでに2価ワクチンまたは4価ワクチンを接種した方が、残りの回数について9価ワクチンの接種を希望する場合には、厚生労働省のホームページ等の情報をもとに、医師とよく相談してください。

9価ワクチンを接種する場合には、専用の予防接種券が必要です。すでに接種券をお持ちの方は差し替えができますので役場保険健康課、保健センターへお越しください。（すでにお持ちの接種券及び母子健康手帳など、接種記録が分かるものをご持参ください。）

町内で子宮頸がんワクチンを接種できる医療機関

接種を希望する場合は医療機関へ事前にお問い合わせください。

医療機関名	河原クリニック ☎820-1711	小坂内科医院 ☎885-0108	豊田内科医院 ☎885-0280	三登医院 ☎885-0037
取り扱う ワクチンの種類	4価、9価	9価	4価、9価	4価、9価

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504 保健センター ☎885-3131



① 令和5年度 固定資産税に係る縦覧等について

縦覧帳簿による縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧を次の日程で実施します。

《縦覧帳簿による縦覧》固定資産税の納税者が「自己の土地や家屋の評価額」と「町内の他の土地や家屋の評価額」とを比較できます。

内 容 ・土地価格等縦覧帳簿 課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格
・家屋価格等縦覧帳簿 課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
※所有者の情報や税額等は、縦覧の対象には含まれません。また、複写の交付もできません。

対 象 ・土地価格等縦覧帳簿 町内に土地を所有し課税されている方
・家屋価格等縦覧帳簿 町内に家屋を所有し課税されている方

期 間 4月1日(土)～5月1日(月)(平日及び土曜開庁日)

【平 日】8時30分～17時30分【土曜開庁日】8時30分～12時30分(第2・第4土曜日)

と ころ 役場1階 税務住民課 **手数料** 無料

《固定資産課税台帳の閲覧》自己の資産が確認できるほか、借地・借家人や権利関係人も、対象資産を限定して閲覧できます。

期 間 通年(平日及び土曜開庁日)

【平 日】8時30分～17時30分【土曜開庁日】8時30分～12時30分(第2・第4土曜日)

と ころ 役場1階 税務住民課

手数料 4月1日(土)～5月1日(月)は無料

◆縦覧、閲覧等に必要なもの

縦覧、閲覧等できる方であるかどうかを確認するため、次の物の提示が必要です。

①納税通知書、課税明細書 ②運転免許証、保険証等(本人確認できるもの)

③借地、借家の契約書や権利関係を証する書面

※いずれも代理の場合は、委任状が必要です。

◆その他

4月上旬に送付する納税通知書に固定資産の価格等を明記した課税明細書を添付しています。自己資産の課税内容については、この明細書で確認できます。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503

① 軽自動車税(種別割)の減免

障害者手帳等の交付を受けている方が所有する軽自動車など、一定の要件に該当する場合には、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。4月24日(月)までに申請してください。

問合せ 役場税務住民課
☎820-1503

① 地方税のお支払が便利・簡単に！

令和5年度から「固定資産税」「軽自動車税種別割」について、納付書に「e^{EL}マーク」の記載があれば、地方税お支払サイトで、お支払がご利用可能となります。

詳しくはこちら→

問合せ 役場税務住民課
☎820-1502
☎820-1503



① 移動型スマホ教室を開催します

ご好評につき4・5月も開催します

坂町では、専用車両「スマホなんでもサポート号」で、スマートフォンの基本的な操作やアプリの使い方等を気軽に学べる移動型スマホ教室を開催しています。ぜひご参加ください。

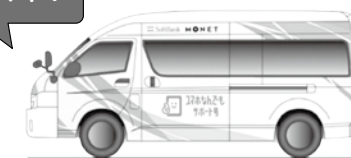
対 象 坂町にお住まいの方

費 用 無料

定 員 各回3名まで、個別相談は1名まで(予約制・先着順)

場 所 坂町役場(駐車場内)

この車が目印！



＜開催講座＞

講座名	講座概要	応用講座
①スマホの使い方(入門編)	画面の見方、電話、文字入力、メール	
②スマホの使い方(基礎編)	地図アプリの基本操作、道順検索、写真・動画撮影、QRコード読取	
③スマホの使い方(応用編)	インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加・移動	
④始めよう！災害の備え	防災対策・情報収集、おすすめ防災アプリ	
⑤アプリでネットショッピング	ネットショッピングとは、商品の探し方、注文・支払い方法	
⑥スマホ決済の使い方	スマホ決済とは、不安要素と対処方法、アプリ登録、体験	
⑦スマホのセキュリティ	スマホのよくある不安、詐欺手口、安全な使い方	

＜開催スケジュール＞

月	開催日	11時00分～12時00分	12時30分～13時30分	14時30分～15時30分	16時00分～16時45分
4月	17日(月)	①スマホの使い方(入門編)	②スマホの使い方(基礎編)	③スマホの使い方(応用編)	個別相談最大45分まで
	19日(水)				
	24日(月)	①スマホの使い方(入門編) iPhone版	②スマホの使い方(基礎編) iPhone版	③スマホの使い方(応用編) iPhone版	
	26日(水)				
5月	8日(月)	②スマホの使い方(基礎編)	③スマホの使い方(応用編)	④始めよう！災害の備え	
	10日(水)				
	15日(月)	⑤アプリでネットショッピング	⑥スマホ決済の使い方	⑦スマホのセキュリティ	
	17日(水)				
	22日(月)	①スマホの使い方(入門編)	②スマホの使い方(基礎編)	③スマホの使い方(応用編)	
	24日(水)				
	29日(月)	⑤アプリでネットショッピング	⑥スマホ決済の使い方	⑦スマホのセキュリティ	
	31日(水)				

＜留意事項＞

■終日予約がない場合はその日程の開催を中止しますので、予めご了承ください。

■講座で使用するスマートフォンは貸し出します。

■各講座ではアンドロイドのスマートフォンを使用しますが、4月24日(月)、26日(水)の開催講座のみiPhoneを使用します。

ご予約はこちらから

【受付時間】10時～18時(平日のみ)

ソフトバンク予約受付コールセンター(通話料無料)

☎0800-111-9442

参加希望日の前日までにご予約ください。

問合せ 役場総務課 ☎820-1510



① がけ地等危険住宅移転事業補助金

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費または購入費（借入金利子相当額）を補助する制度です。

申請期限	11月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。		
対象住宅	町内の災害危険区域、がけ条例適用区域（※1）、土砂災害特別警戒区域（※2）のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅（既存不適格住宅）※1住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。詳しくは役場都市計画課にご確認ください。 ※2土砂災害特別警戒区域は、広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。		
補助内容	区 分	補助対象費用の内容	補助限度額（一戸当たり）
	補助対象住宅の除却費等	危険住宅の除却等に要する費用	975,000円
補助内容	移転先住宅の建設費または購入費（借入金利子相当額）	移転先住宅の建設または購入をするための借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額	7,318,000円 ・建物：4,650,000円 ・土地：2,060,000円 ・敷地造成：608,000円
その他	○あらかじめ役場都市計画課と協議を行い、申請に係る必要事項等を確認してください。 ○補助金の交付の決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設・購入の契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）		

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

① 木造住宅耐震診断補助制度

地震時の住宅の倒壊等を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町民の皆さんが自ら行う、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する木造住宅耐震補助制度です。

申請期限	11月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。		
補助金額	耐震診断に要する経費の3分の2以内の額（上限2万円） 耐震診断前に、町への補助金交付申請が必要となります。		
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅で、現在、居住されているもの。木造在来軸組構法に限り、（ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外）		
対象者	坂町在住の補助対象建築物の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。（町税等の滞納がある方は対象外）		
診断耐震	財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断（※）です。 ※坂町に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限り、		

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



① G7広島サミット開催 5月19日(金)～21日(日) ～広島を訪れる方々をあたたくお迎えしましょう。～

くみなさまへのお願い>

5月18日(木)～22日(月)は、各国首脳等の来広時や県内を移動する時間帯に交通規制が実施されます。この影響で広島県内の高速道路、広島市中心部の一般道路において、著しい交通渋滞が予想されます。

渋滞緩和のため、次の取組みについてご協力をお願いします。

- ・業務用車両の運行調整
- ・マイカー利用の自粛
- ・行事、催事の日程変更（※その開催にあたり、広島県内の高速道路及び広島市中心部の一部道路において、車両移動が見込まれる行事・催事を対象とします。）

問合せ 広島サミット県民会議事務局 ☎225-8179

交通規制に関わる情報はこちら



① 木造住宅耐震化促進支援補助金制度が創設されました

地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、住宅の耐震性を向上させる工事（耐震改修・現地建替え・非現地建替え・除却）を行う住民に対し工事費の一部を補助する制度です。

申請期限	11月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。		
対象住宅	次のすべての要件を満たすもの ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。 ・現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。 ・耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。 ・坂町が支援する空き家改修等支援事業などの交付、支給を受けていないこと。		
対象者	坂町に存する補助対象住宅の所有者または、補助対象住宅にお住まいの方。（町税等の滞納がある方は対象外）		

【補助内容】

区分	耐震改修		現地建替え	非現地建替え	除却
補助対象	耐震改修工事に要する費用		現地建替え工事に要する費用	除却工事に要する費用	
補助基本額	補助対象工事費の80%かつ、100万円/住戸を限度	補助対象工事費の80%かつ、50万円/住戸を限度	補助対象工事費の80%かつ、100万円/住戸を限度	補助対象の額の23%かつ、83.8万円/住戸を限度	
区域要件	市街化区域内にある住宅	市街化区域外にある住宅	市街化区域内にある住宅	新たに建築する住宅は市街化区域内に限る	坂町内にある耐震性を有する住宅等に居住すること

- ・耐震工事前に、町への補助金交付申請が必要となります。
- ・補助金の交付の決定前に、耐震化工事に係る工事契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

募 坂町やさづくり勉強会を開催します

皆様お誘いあわせのうえ、多数ご参加ください。

開催月日	講習内容
4月14日(金)	ピーマン等
5月12日(金)	かぼちゃ等
6月9日(金)	スイカ等
7月14日(金)	ニガウリ等
9月8日(金)	カブ等
10月13日(金)	カリフラワー等
11月10日(金)	コマツナ等
12月8日(金)	土づくり
1月12日(金)	肥料農薬
2月9日(金)	アスパラガス等
3月8日(金)	エダマメ等

時 間 14時～15時30分
と ころ 町民センター3階 会議室1
 ※講師の都合や状況により、講習内容が変わることがあります。ご了承ください。



問合せ 役場産業建設課 ☎820-1512

無 料

相 その悩み相談してみませんか

	と き	と ころ	申込み・問合せ
弁護士による 無料法律相談 要予約	4月17日(月) 9時30分～12時30分	平成ヶ浜福祉センター 担当 いちじょう法律事務所	坂町 社会福祉協議会 ☎885-2611
人権問題について の相談	平日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始は除く)	☎0570-003-110 様々な人権問題について、不安に思う こと等、一人で悩まず相談してください。	広島法務局・ 広島県人権擁護 委員連合会

満1歳の誕生日おめでとう



たての しほ
館野 志歩ちゃん
 (坂東二丁目) 令和4年4月11日生
 笑顔がステキな志歩ちゃん。
 真っ直ぐ突き進んでハラハするけれど、
 何事にも興味関心を持って育ってね。

このコーナーへの掲載を希望される場合は、誕生日の前月10日までに、お子様の写真(裏面にお子様の氏名・住所・電話番号・生年月日と、一言コメント(40字程度)を記載してください)を、役場企画財政課へ持参またはメールで提出してください。



つるさき あかり こうき
鶴崎 朱莉ちゃん・航己くん
 (小屋浦三丁目) 令和4年4月20日生
 この1年たくさんの幸せをありがとう。
 これからもお姉ちゃんと3人仲良く、ス
 クスク大きくなってね!

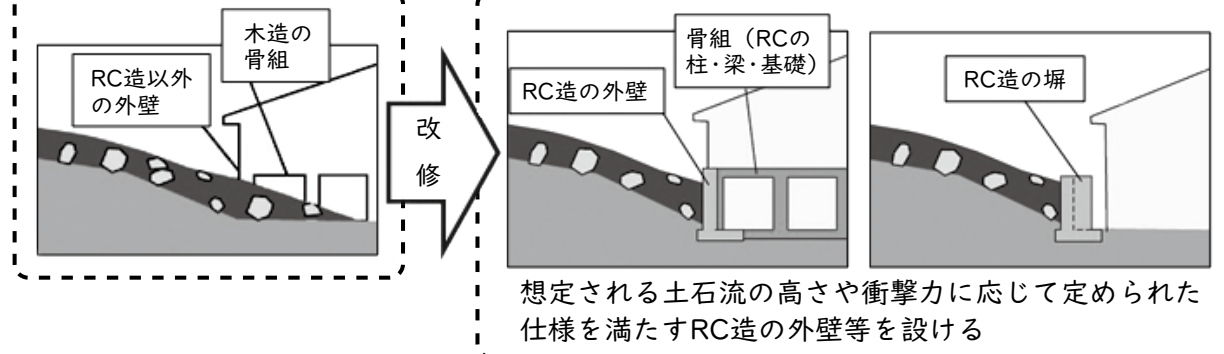


◎問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507 ✉kikaku@town.saka.lg.jp

① 建築物土砂災害対策改修促進事業補助金

土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用の一部を補助する制度です。

改修のイメージ



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たすRC造の外壁等を設ける

申請期限	11月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。
対象住宅	次のすべての要件を満たすもの ・土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であること ・居室を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと ・土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること
補助内容	・補助対象限度額(改修工事費の上限) 3,360,000円 ・補助対象工事費の 23% (千円未満切捨て) ・補助限度額 772,000円 (3,360,000円×23%=772,000円)

補助金の交付の決定前に、土砂災害対策改修工事の契約をしないでください。(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

募 消防団員を募集します

消防団は、市町村の非常備の消防機関です。

団員は、他の本業を持ちながら非常勤特別職の地方公務員として消防団に属し「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、地域における消防力・防災力の向上や地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たします。

消防団の主な活動

- ・消火活動、水防活動
- ・各種防火、防災訓練
- ・応急手当の普及活動
- ・広報、啓発活動
- ・出初式、消防競技大会 など

入団資格

- ・町内に居住または通勤する
- ・18歳以上の方
- ・心身共に健康な方
- ・やる気のある方



入団を希望される方は、お問い合わせください。

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1540 ✉kikikanri@town.saka.lg.jp



全日本少年少女空手道選抜大会

2月18日(土)～19日(日)に北海道で、第2回全日本少年少女空手道選抜大会が開催され、中国地区代表として坂町体育協会空手道部所属の3名の選手が出場しました。

個人形競技3年生男子の部

準優勝 須田 晴喜(坂小学校3年)



▲須田君

GLORY坂葉月杯女子

2月19日(日)にB&G海洋センターで第4回GLORY坂葉月杯女子が開催され、GLORY坂バレーボールスポーツ少年団が優勝しました。



GLORY 坂バレーボール
スポーツ少年団▶

広島地区冬季交歓会安芸地区卒業記念の部

2月19日(日)に広島地区冬季交歓会安芸地区卒業記念の部が開催され、安芸バレーボールスポーツ少年団が3位になりました。



安芸バレーボール
スポーツ少年団▶

小・中・高POPコンテスト

県立図書館広島サミット応援事業 小・中・高POPコンテストで、黒瀬 小夏さん(坂中学校2年)の作品「おいしいごはんとおまいコーヒー」が県立図書館特別賞を受賞しました。

広島県小学生バドミントンダブルス大会

2月18日(土)に第3回広島県小学生バドミントンダブルス大会が開催されました。

1部(上級者)女子

準優勝 安部 百絢
(横浜小学校5年)



▲安部さん

地区衛生組織活動功労者表彰

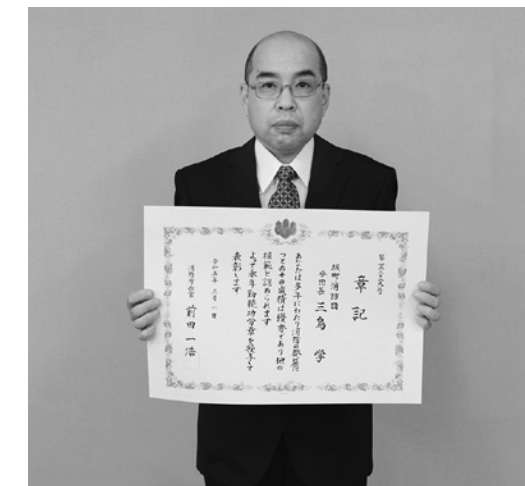
3月3日(金)に熊野町民会館で、海田地域公衆衛生推進大会が開催され、永年にわたり地域の公衆衛生の向上・推進に貢献された功労に対し、西 博文 氏(横浜西一丁目)が地区衛生組織活動功労者表彰を受賞しました。



▲西氏

消防庁長官表彰受章

坂町消防団幹部としての永年の功労に対し消防庁長官より、坂町消防団 分団長 三島 学 氏に永年勤続功労章が授与されました。



▲三島氏

寄附の受納

トヨタモビリティパーツ株式会社様(平成ヶ浜五丁目)から、ジュニアシート20台を寄贈していただきました。

住民の皆様への貸出用として有効活用させていただきます。ありがとうございました。

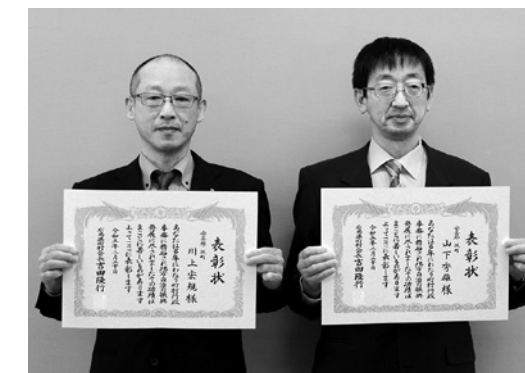


▲左から 吉田町長、今井支社長

広島県町村会自治功労者表彰

多年にわたり、町行政事務に精励され、地方自治の振興発展に尽力された功績に対し、次の坂町職員が広島県町村会長から表彰されました。

勤続25年 川上 宏規 山下 秀雄



▲左から 川上氏、山下氏

自衛隊入隊予定者表敬訪問

3月17日(金)に陸上自衛隊第17普通科連隊(山口市)に入隊される戸田 竜斗さん(坂東一丁目)が町長を表敬訪問しました。

自衛隊での任務を全うされることを祈念しています。



▲左から 戸田さん、吉田町長

※まちかどニュースに掲載の学年は3月時点のものです。



4月は「始まり」や「変化」の季節。新生活でストレスを感じることが多くなる時です。ストレスに負けないために「生活リズムを整える」「栄養バランスのよい食事をする」「休養をとる」を心がけましょう。

新生活がスタートしてお弁当生活をスタートさせるご家庭もあるのではないのでしょうか。

お弁当箱を開けるときのワクワクする顔、おいしそうにお弁当をほおぼる顔、空っぽになって帰ってくるお弁当箱…そんなことを想像しながら、作る人も食べる人もうれしいお弁当を作りたいですね。お弁当作りのポイントを紹介しますので、ぜひ参考にしてみてください。

一食に必要なエネルギー量を知り、そのエネルギー量が入るお弁当箱を選ぶ。

お弁当箱の容量 (ml) = そのお弁当箱に入るエネルギー量 (kcal)。

白・赤・黄・緑・茶の五色の色を心がける。

栄養バランスのとれた主食と副菜と主菜の比率は、3：2：1。

主食：ごはん、パン、麺類などの炭水化物が主な栄養素。(白)

副菜：野菜、きのこ、海藻などのビタミンやミネラルなどが主な栄養素。(赤、黄、緑)

主菜：肉、魚、卵、大豆製品などのたんぱく質や脂質が主な栄養素。(茶、黄)

調理前はしっかり手洗いをする。
食材は中心まで十分加熱をする。
水気や汁気はしっかり切る。
しっかり冷ましてから詰める。

食中毒
予防

主食
ご飯等

主菜
肉魚等
副菜
野菜等

◎申込み・問合せ 保健センター ☎885-3131

講座名	と き	ところ	内 容
100万歩 歩いて元気に なろう会	4月13日(木) 9時30分～11時30分	町民センター	持参物 タオル、バスタオル、手袋、 お茶、筆記用具、体操マット 申込締切 開催日の前日 (初めて参加される方のみ) ※運動ができる服装、靴で参加して ください。
さかっ子 ひろば (育児相談) 要申込	4月7日(金) 13時15分～13時55分受付 4月17日(月) 13時15分～13時55分受付	保健センター	内 容 計測、健康相談、栄養相談 対 象 0～8か月の赤ちゃん 内 容 計測、健康相談、栄養相談、 歯科相談 対 象 9～12か月の赤ちゃん
1歳6か月児 健診	4月26日(水)午後 個別にお知らせします	Sunstar Hall	令和3年9月9日～ 令和3年11月13日生まれの子
ごっくん教室 要申込	4月10日(月) 10時～11時30分	保健センター	離乳食講習会 令和4年12月生まれの子
もぐもぐ教室 要申込	4月11日(火) 10時～11時30分	保健センター	離乳食講習会 令和4年9月生まれの子

坂町介護保険だより

介護・認知症予防シリーズ⑥



初めての方は、
「ちょこっと体験」も可能です。

～生活にリズムをつけよう～いきいき百歳体操のご紹介～

皆さんは、「今日は何曜日じゃったかねえ」と思ったことはありませんか？日々の生活に変化がないと、『曜日や日にち』への関心が薄れ、毎日同じことの繰り返しになってしまいます。しかし、『毎週決まってやること』があれば、生活にリズムがつき、ハリや楽しみも生まれてきます。

いきいき百歳体操は、地域の方々が集まり、筋力向上を目指して体操等を行っている“集いの場”です。健康づくりだけでなく、生活のリズムをつくるのにも役立ちます。

ところ	開催日時	ところ	開催日時
刎条地区集会所	(木)9時30分から	北新地二丁目住宅集会所 (2部制)	(火)(木)10時から ※参加多数の場合、2部制 とし、11時からも行います。
上條集会所	(木)10時から	鯛尾集会所	(土)13時30分から
平成ヶ浜1号館集会所		水尻地区老人集会所	(金)13時30分から
横浜西集会所		たかね荘こやうら	(月)9時30分から
横浜中央集会所		小屋浦一丁目住宅集会所	(木)10時30分から
横浜三部集会所	(水)10時から		
森浜会館			

※都合により、時間が変更になる場合があります。参加をご希望の方は、直接会場へお越しください。
ご不明な点は役場保険健康課(☎820-1504)、坂町地域包括支援センター(☎885-3701)までご連絡ください。

☆新じゃがいもとハムのミルク炒め

材料	4人分	1人分
新じゃがいも	200g	50g
ロースハム	4枚	1枚
ホールコーン(缶詰め)	100g	25g
A 牛乳	100ml	大さじ2
鶏がらスープの素	小さじ2	小さじ1/2
キャノーラ油	小さじ1	小さじ1/4

102kcal 塩分0.7g



<下準備>

新じゃがいも：細切りにし、さっと水にさらして水気をきる。

ロースハム：半分にきって1cm幅に切る。

ホールコーン：汁気をきる。

Aを混ぜ合わせる。

<作り方>

①細切りにしたじゃがいもを耐熱容器に入れ、ふんわりラップをかけて電子レンジ(600W)で1分半加熱をする。

②フライパンにキャノーラ油を熱し、①のじゃがいも、ハム、コーンを入れて炒め、混ぜ合わせたAを加えてさっと炒め合わせる。

牛乳とコーンを使った優しい味の炒め物です。

じゃがいもはシャキシャキ感を残してもやわらかく仕上げてどちらもおいしいです。



みんなでウォーキング 参加者募集中！

ウォーキングは誰でも手軽に行える「運動」です。たくさん歩く必要はありません！生活に合わせた無理のないペースで、継続して歩くことが大切です。あなたもウォーキングをはじめてみませんか？



『みんなでウォーキング』

- 毎月1日をスタートとします。なお記録があれば、さかのぼってスタートすることもできます。
- 目標歩数が設定してありますので、期間中の目標歩数を達成した月の数をカウントします。
- 達成した月の合計数に応じて景品のプレゼントがあります。

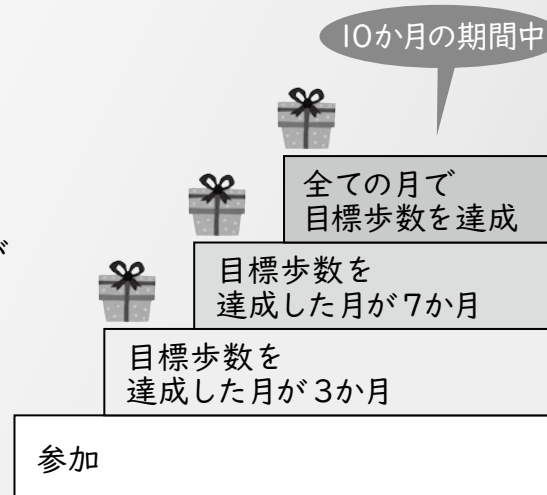
<開催期間>

令和5年5月～令和6年2月までの10か月間

<目標歩数>

1か月の総歩数を31日（または30日）で割った数が
 ◎69歳以下の方の場合：8,000歩以上
 ◎70歳以上の方の場合：6,000歩以上

※目標歩数は、「筋力・骨量を維持できる歩数」を設定しています。



毎日、自分がどれくらい動いているのか、知っていますか？意外と家事などで動いていた、逆に動いていなかったり…。歩数計をつけて初めてわかることがあるはず！ぜひこの機会に「自分の運動習慣」を知りましょう。みんなでウォーキングへのご参加、お待ちしております！

<令和4年度の結果発表> (敬称略・順不同)

～10か月達成した方～

夕陽のウォーカー	なかよし	戸花	利秋
ミー	埜本 修	姫宮	雅一
正村 達	折さん	A.K	
333	てつやん		

～7か月達成した方～

信ちゃん
K.K
K.K

～3か月達成した方～

Kばあば
ガムくん
メバル

～毎月提出してくださった方～

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504

4月の食生活改善推進員による健康料理教室

テーマ：「からだ喜ぶ、おいしい減塩（高血圧予防）」

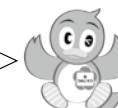
＜献立＞

- ・さわらのカレームニエル
- ・新じゃがいもとハムのミルク炒め
- ・春キャベツとスナップエンドウの中華風サラダ

とき	ところ
4月25日(火) 10時～12時	横浜ふれあいセンター 申込み ☎885-0014
4月27日(木) 10時～12時	小屋浦ふれあいセンター 申込み ☎886-8003
4月28日(金) 10時～12時	保健センター 申込み ☎885-3131

持参物 エプロン、三角巾、米75g、ハンドタオル、持ち帰り用の容器、保冷剤
 対象 どなたでも
 申込み 3日前までに、各会場へ申込みください。
 問合せ 保健センター ☎885-3131

毎月19日は「食育の日」！
4月19日は家族一緒にご飯を食べよう。



健康さか21

～1に運動 2に食事 よい習慣で健康生活～

ウォーキングをはじめましょう!!

春になりました。寒い間、家の中であまり動かずに過ごす時間が多かった方も多いことでしょう。

春になり、身体を動かすにはとてもよい季節です。ウォーキングはいつでも、どこでも、だれでも、特別な道具なしで始められる「有酸素運動」で、屋外のウォーキングは、こころや身体の健康に良い効果がたくさんあります。毎日の生活の中から始められる手軽さがウォーキングの魅力です。

有酸素運動であるウォーキングをすることで内臓脂肪を燃焼させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの生活習慣病の予防・改善につながります。ウォーキングにより骨が刺激されることで、骨粗鬆症や関節痛などの予防に役立ちます。また、屋外を歩くことで新鮮な酸素を取り入れることになり、脳の活性化を促し、認知症予防に役立ちます。身体を動かすことで気分がさわやかになり、リラックスする効果もあります。

坂町では、平成22年に「悠々健康ウォーキングのまち」を宣言しました。朝夕、平成ヶ浜周辺ではたくさんの方がウォーキングを楽しんでいます。

また、健康増進計画「健康さか21」では、「日常生活の中で意識的にからだを動かす人を増やす、自分の体力に合った運動を積極的に続けていく人を増やす」を目標の一つに掲げています。

多くの皆様がウォーキングを生活に取り入れ、身体を動かすことを楽しみながら、健康に過ごしていただきたいと思います。





めじろコーポこやうら 入居者募集！

住宅に関すること(役場産業建設課) ☎820-1512
子育て支援センターに関すること(役場民生課) ☎820-1505

【住宅種別】町有住宅(一般世帯向け定期借家)

※子育て世帯向け住戸とは異なります (3月24日現在)

項 目	1号棟
戸数・間取り等	1戸 (405号室) 3DK／約53㎡
住宅使用料	45,800円 (共益費800円別)
構 造 等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設

【住宅種別】町有住宅(子育て世帯向け定期借家)

(3月24日現在)

項 目	1号棟	2号棟	3号棟
戸数・間取り等	7戸 2LDK／約53㎡ ※1階1戸は身障者等優先	8戸 3DK／約53㎡	9戸 3DK／約53㎡
住宅使用料	1～2階35,000円／3階34,000円／4階33,000円／5階32,000円 (共益費800円別)		
構 造 等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設 (平成29年度改修)		
そ の 他	※2年経過時に、最年少の同居者が18歳になる年度末まで再契約できます。 ※町有住宅には、子育て仲間の出会いが生まれる場として子育て支援センター (小屋浦パオちゃんルーム) を設置しています。		

共通項目	
駐車場使用料	2,000円 ※1世帯1台に限る
申込期間	随時募集中
申込方法	坂町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。
受付場所	役場3階 産業建設課 (平日 8時30分～17時30分)
選考方法の概略	入居申込者の入居資格審査により決定します。
入居可能時期	別途通知します。
入居資格	1.【一般世帯】同居親族(婚約者を含む)があること。 【子育て世帯】同居親族に <u>中学校就学中までの児童</u> があること。 (妊娠中を含む) 2.納付すべき税等を滞納していないこと。 3.坂町営住宅及び坂町特定公共賃貸住宅からの転居者でないこと。 4.入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。

① 令和5年度水質検査計画の公表及びご意見募集

広島市水道局では、令和5年度水質検査計画(水質検査項目、検査回数などを記したもの)を公表し、水質検査計画へのご意見を募集します。計画内容は、広島市水道局ホームページで閲覧できます。また、坂町役場、広島市水道局安芸営業所の窓口でも印刷物を配布します。

ご意見は、郵送、FAX、広島市水道局ホームページから随時、受け付けています。

問合せ 広島市水道局水質管理課 〒739-1732 広島市安佐北区落合南六丁目1-1
☎843-4421 FAX 843-6141

坂町公営住宅 入居者募集！

役場産業建設課 ☎820-1512

【住宅種別】一般公営住宅

(3月24日現在)

項 目	北新地二丁目住宅1号棟	小屋浦一丁目住宅
構造等	鉄骨造3階建 令和元年度建設	鉄骨造3階建 令和元年度建設
戸数・間取り等	1戸 (103号室) 2DK／約50㎡ ※車いす専用	1戸 (107号室) 2DK／約52㎡ ※車いす専用
住宅使用料 (収入階層による)	22,100円～32,900円	19,700円～29,300円
駐車場使用料	3,000円 ※1世帯1台に限る	2,000円 ※1世帯1台に限る
申込期間	4月5日(水)～4月13日(木) ※平日のみ	随時募集中 ※先着順
申込方法	坂町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。	
受付場所	役場3階 産業建設課 (平日 8時30分～17時30分)	
選考方法の概略	入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により決定します。 ※公開抽選の日時は、申込完了後に通知します。	入居申込者の入居資格審査により決定します。
入居可能時期	5月中旬ごろ～6月末まで	別途通知します。
入居資格	1.同居親族があること。(婚約者を含む) 2.入居者もしくは同居者が坂町出身者(その親または祖父母のいずれかが坂町出身者である場合を含む)または町内に一定期間住所もしくは勤務地を有する者。(※住所の一定期間は1年以上、勤務地の一定期間は2年以上) 3.納付すべき税等を滞納していないこと。 4.収入が基準以内であること。(入居者全員の政令月収が158,000円以内) 5.入居申込者及び同居者が暴力団員ではないこと。	

① 令和5年度 慰霊巡拝の実施について

厚生労働省では、戦没者の遺族を対象に、旧ソ連・モンゴル地域及び南方の各地に慰霊巡拝の実施を予定しています。実施時期、予定地域、募集人員等の詳細は、お問い合わせください。

ただし、参加したことのない遺族を優先するため、過去に参加経験のある遺族についてはお断りする場合があります。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実施を見合わせるなどの判断を行う場合があります。

問合せ 広島県健康福祉局社会援護課 ☎513-3036

① 行政連絡員変更

長い間、町政にご協力いただきました、これまでの行政連絡員の方が退任され、新しく次の方がお世話をしてくださることになりました。(敬称略)

	(前任者)	(後任者)
浜宮地区第4行政連絡員	尾崎 満男	多田 道子
森浜地区第1行政連絡員	森木 洪太	奥田 康郎
森浜地区第5行政連絡員	細川 健	濱本 清衛
平成ヶ浜西地区第3行政連絡員	惣明 芳直	岡本 拓也
横浜二部地区第6行政連絡員	折出 民三	安達 時義
小屋浦二丁目第3行政連絡員	熊野 敏宏	岩本 昭夫

園開放は坂町・各保育園・こども園のホームページをご確認ください。

子育て支援センター なかよしハウス ☎820-1770
✉nakayoshihouse-nw@dune.ocn.ne.jp

	と き	ところ	内容等
出前広場 「公園で遊ぼう」	4月13日(木) 10時～11時30分	浜田公園	対 象 乳幼児を子育て中の親子 持参物 水筒・帽子等 申込み 不要
	4月27日(木) 10時～11時30分	北新地運動公園	
育児講座 「親子で ふれあい体操」	4月20日(木) 10時～	簡単にできる親子体操をしませんか？ 対 象 乳幼児(1～3歳児)を子育て中の親子 15組 講 師 阿部 玲子(体操教室講師) 申込み 直接またはお電話で。	

なかよし広場(前期)参加者募集

子どもと遊びながら、育ちを見つめ合い子育て中の仲間と学び合っていくグループ活動です。

	2歳児グループ(火曜日)	1歳児グループ(木曜日)
対 象	令和2年4月2日～令和3年4月1日生	令和3年4月2日～令和4年4月1日生
日 程	5月9日(火)～10月17日(火)全15回	5月11日(木)～10月19日(木)全10回
時 間	10時～11時30分(9時30分から受け付け開始)	
定 員	8組	8組
参加費	2,000円(飲み物・材料代15回分)	1,500円(飲み物・材料代10回分)

申 込 み 直接またはメールで、①親子の氏名②お子さんの生年月日③住所・電話番号④同伴兄弟の有無(名前と生年月日)を記入して申し込んでください。(3日以内に受付完了のメールが届かない場合は、電話でご確認ください。)

申込期間 4月3日(月)～4月18日(火)※申し込み多数の場合は抽選。

子育て支援センター 小屋浦パオちゃんルーム ☎080-8241-1175
✉ikuchan-sakatown2056@docomo.ne.jp

	とき・ところ	内容等
育児講座 ～深めよう親子の絆 チャイルドマッサージ～	4月20日(木) 10時～ パオちゃんルーム (オンラインでの参加もできます)	チャイルドマッサージを体験してみませんか？ 講 師 岡廻 優子 定 員 5組 申込み お電話またはメールで。

自然とあそぼう 里山さんぽ

～レンゲ畑で遊ぼう～

坂町の上条地区の棚田一面にレンゲの花が咲いて、とってもきれいですよ。ピクニック気分、レンゲの花に包まれて遊んでみませんか。見つけた野草を天ぷらにして食べよう！

と き 4月11日(火)10時～13時30分
(受付9時45分開始)

場 所 上条地区の棚田

対 象 0歳から未就学の子どもと、その保護者

参加費 1組200円 保険料等

申込み・問合せ

✉hagukumi.saka@gmail.com

定 員 10組(定員になり次第締め切り)

申込み QRコードを読み取って、申込みフォーム、または上記のメールアドレスからお申し込みください。おり返し詳細をお伝えします。



町営平成ヶ浜住宅 入居者募集!

住宅に関すること(役場産業建設課) ☎820-1512
こども園に関すること(役場民生課) ☎820-1505

【住宅種別】特定公共賃貸住宅(子育て世帯向け定期借家)

(3月24日現在)

項 目	3号館
構 造 等	鉄筋コンクリート造10階建(平成22年度建設)
戸数・間取り等	501号室 3LDK/約73㎡
住宅使用料 (収入階層による)	501号室 54,000円～79,600円
駐車場使用料	3,000円 ※1世帯1台に限る。団地外の近接場所となる場合あり。
申込期間	4月5日(水)～4月13日(木) ※平日のみ
申込方法	特定公共賃貸住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。
受付場所	役場3階 産業建設課(平日 8時30分～17時30分)
選考方法の概略	入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により決定します。 ※公開抽選の日時は、申込完了後に通知します。
入居可能時期	5月中旬ごろ～6月末まで
入居期間	入居した時から原則5年間 ※5年経過時に、最年少の同居者が18歳になる年度末まで再契約できます。
入居資格	1. 同居しようとする親族に中学校就学中までの児童があること。 (妊娠中を含む) 2. 納付すべき税等を滞納していないこと。 3. 収入が基準以内であること。(入居者全員の政令月収が158,001円から259,000円の範囲内。ただし、158,000円以下であっても、今後所得の増加が見込まれる場合は申込可能。) 4. 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
そ の 他	平成ヶ浜住宅には認定こども園が併設されています。平成ヶ浜住宅に入居される方で、入園条件に該当する場合には、優先的に入園することができます。

令和5年度第1回警察官採用試験申込み受付中!

試験対象 令和6年4月以降採用予定の警察官(男女)

受付期間 4月18日(火)17時まで

受験資格 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方

※警察官B(大卒以外)については、受験申込時に学校教育法による大学(短期大学除く)に在籍している方及び高等学校を令和6年3月末までに卒業見込みの方は受験できません。

受験案内 受付期間中に海田警察署、交番などで配布しています。
詳しくは、広島県警察ホームページでご確認ください。

問 合 せ 海田警察署警務課 ☎820-0110 内線210



子育てスペース あみーご☆きっず 問合せ 豊田 ☎080-3873-1660

今月は新年度準備等のためお休みです。
あみーごきっずでは、新しいスタッフを常時募集中です！子育て中のママ同士、集まって楽しく企画したり話したり…親子ともに思い出になる時間を一緒に過ごしませんか？

興味のある方はいつでもスタッフへお声かけください。

LINE友達追加、インスタのフォローお気軽にどうぞ♪



@SAKA.AMIGO2021

～子育て中のご家庭の皆様へ～

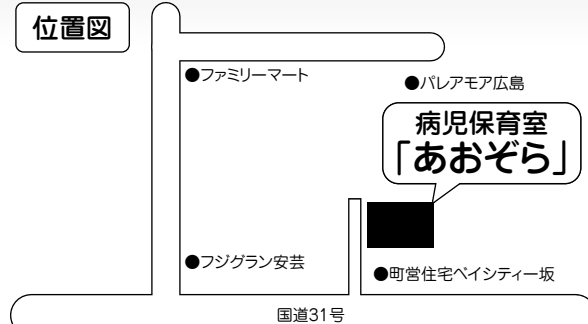
病児・病後児保育について

■病児・病後児保育とは

お子さんが病気にかかっていたり、回復期にあって、安静にする必要があることなどから保育所等に預けることができず、保護者の方が仕事等のため、家庭で保育ができない場合、一時的にそのお子さんを病児保育室でお預かりするものです。



位置図



病児保育室「あおぞら」

☎885-3707

広島県済生会福祉総合センター内
(北新地二丁目3番10号)

■利用内容

	内 容
対 象	次のいずれにも該当する児童 (1) 当面病状の急変は認められないが、病気が回復していない(回復期も含む)生後6か月から小学校6年生までの児童 (2) 勤務等の都合で家庭での保育が困難であり、かつ、町内及び協定締結市町在住の保護者の児童 (3) かかりつけ医師等(診療情報提供書)の許可のあるもの
定 員	1日につき3人
利用時間	月～金曜日の9時～17時(祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く) 時間は相談に応じて、8時～18時まで可。
利用方法	●事前に登録が必要。(役場民生課または坂町内の各保育園・こども園で受付) ●利用前日までに施設に連絡すること。
利用料金	●初回利用時に登録料1,000円を病児保育室へお支払いください。(初回登録時のみ必要) ●利 用 料 ①5時間まで 1,500円 ②5時間以上 2,000円 ●延長料金 30分につき 100円 ※生活保護世帯または町民税非課税世帯には減免があります。該当世帯の方は、登録時に役場民生課にご相談ください。 ●昼食・おやつ代 500円

問 合 せ 役場民生課 ☎820-1505 ✉minsei@town.saka.lg.jp

保育園だより

大きくなったね ～異年齢のかかわりの中で～

小屋浦みみょう保育園

保育園から巣立ち、4月から小学校に通う年長児とのお別れ、思い出づくり企画として「おわかれパーティ、おわかれ散歩」を楽しみました。小屋浦公園までの道のりを年長児は、小さいクラスの子の歩幅に合わせて歩き、時折顔を覗き込んで、おしゃべりをしたり、危ない時には声をかけたり、優しさいっぱい姿でした。公園に着くと、お楽しみの「宝さがし」がスタート。小さいクラスの子が、自分で見つけられるように側で見守ったり、お宝が見つかったと、一緒になって喜んでいました。保育園に帰ると、2・3・4歳児が「ひまわり組さんありがとう！小学校に行ってもがんばってね。」という気持ちを込めて作った、えんぴつ立てをプレゼントしました。就学や進級することに、わくわくドキドキ、嬉しい気持ちがいっぱいの子どもたちですが、不安な気持ちを感じる子もいます。



公園に着いたらお宝探しに Go！

新しい環境の中で、自分がチャレンジしたいことに向かって取り組んでいき、仲間と相談したり、協力しながら実現していく力を育み、自信を持って、新しいスタートをきってほしいと思います。



「ひまわりぐみさん ありがとう」

国からの新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変わることにより、以前のように、地域の方、保護者の方が保育園に集い、笑顔で語り合える日が来ることを心待ちにしたいと思います。

※毎月、園だよりを掲載してきましたが、今年度から不定期での掲載となります。

チャイルドシート・ジュニアシート・3人乗り自転車を無料で貸出します

チャイルドシート・ジュニアシート

対 象 町内在住で、新生児～6歳未満の乳幼児がいる方。帰省等で町内に一時滞在中の場合も利用できます。

貸出期間 1か月以内

申込方法 所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、役場民生課へお申し込みください。



チャイルドシート
(新生児～4歳頃まで)



ジュニアシート
(3歳～6歳未満)

3人乗り自転車

対 象 町内在住で、1歳～6歳未満の幼児が2人以上いる方。
※申請の状況により、順番が来るまでお待ちいただくこともあります。

※貸出期間等、詳細はお問い合わせください。

問 合 せ 役場民生課 ☎820-1505





令和5年度 年間こども教室学級生募集

教室名	開催日・(初回受講日) 開催時間	対 象	定員	受講料	教材費
絵画工作	第1・3土曜 (5/6) 11時～12時	小学全学年 年中・年長児 ※年中・年長児は、 保護者同伴	18名	前半(10回) 4,000円 後半(10回) 4,000円	前半1,500円 後半1,500円
硬筆	第2・4水曜 (5/10) 15時30分～17時30分	小学全学年	18名	前半(10回) 4,000円 後半(11回) 4,400円	年間200円
マナー教室	第4日曜 (6/4) 10時～11時30分	小学全学年	10名	前半(5回) 2,000円 後半(6回) 2,400円	前半1,500円 後半1,800円
英会話教室	第1・3土曜 (5/6) 10時～11時	小学1・2年生	10名	前半(10回) 4,000円 後半(10回) 4,000円	前半500円 後半500円
ダンス教室 (幼児)	毎週金曜 (5/12) 16時30分～17時15分	年中・年長児	15名	前半(20回) 8,000円 後半(23回) 9,200円	衣装代が 別途必要
ダンス教室 (低学年)	第2・4土曜 (5/13) 10時～10時45分	小学1～3年生	15名	前半(10回) 4,000円 後半(15回) 6,000円	衣装代が 別途必要
ダンス教室 (高学年)	第2・4土曜 (5/13) 11時～11時45分	小学4～6年生	15名	前半(10回) 4,000円 後半(15回) 6,000円	衣装代が 別途必要

注意事項

- ・年間子ども教室は、5月～3月までの年間を通して参加していただく教室です。
- ・受講料は前半5月～9月、後半10月～3月に分けて納めてください。また、教材費、材料費は受講料納入時にまとめてお支払いください。
- ・申込多数の場合は抽選を行います。結果は、郵送で回答します。
- ・キャンセルする場合は、期間内（結果通知に記載）にご連絡ください。
- ・日程等は、町内の園・小学校を通じてチラシをお配りします。
- ・絵画工作教室の年中・年長児は、保護者同伴での参加となります。
- ・その他にも注意事項がありますので、配布チラシや申込QRコードをご確認ください。

受付期間 4月1日（土）～4月14日（金）※先着順ではありません。

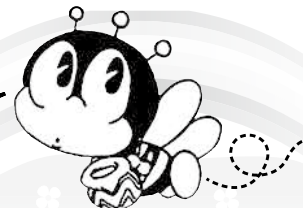
申 込 み QRコードまたは、受付場所にある申込用紙に記入のうえ、お申し込みください。
小学校、保育園等では受付をしていません。

申込受付	受付時間	申込QRコード
町民センター	火～金曜日 9時～21時	
	土・日曜日 9時～17時	
小屋浦ふれあいセンター	月～金曜日 9時～17時	

問合せ 町民センター ☎820-1515

生涯学習だより

(第236号)



【今月の休館日】

- ☆町民センター 毎週月曜日、29日(土・昭和の日)
- ☆B & G海洋センター 毎週月曜日、29日(土・昭和の日)は開館します。
- ☆Sunstar Hall 毎週水曜日、29日(土・昭和の日)は開館します。

申込み・問合せ 町民センター ☎820-1515

季節の親子クラフト講座・春

段ボールでボードゲームや、母の日のカードなどを作ろう！

と き 4月16日（日）10時～12時

と ころ 町民センター3階
美術工芸室

対 象 年中・年長児、
小学1・2年生とその保護者

参加費 500円

定 員 10組

講 師 河本 恵子

申込み 4月13日（木）までに
QRコードまたは、
お電話で。



ここから世界へ、ここから未来へ
HIROSHIMA SUMMIT
広島サミット県民会議

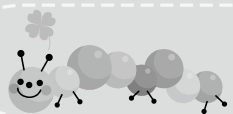
高等学校等の生徒の取組を紹介するパネル展を開催します！

G7広島サミットの開催周知及び歓迎機運醸成のために実施したカウントダウンボード制作や電車・バスのラッピングデザイン制作等について、多くの高等学校等の生徒の皆様に参加していただきました。参加した高等学校等の生徒の経験を同世代の若者をはじめ多くの県民の方々にも広く共有することを目的に、生徒の取組や思いを伝えたパネル展を開催します。

と き 4月24日（月）～4月30日（日）

と ころ Sunstar Hall





図書館だより

第216号

開館時間 ●火～金 9時～20時
●土・日・祝日 9時～17時

休館日 ●3日(月)、10日(月)、17日(月)、
24日(月)
●図書整理日 28日(金)

町立図書館 ☎886-3280

ネット貸出サービスの利用について
図書館の本などをネットで予約することができます。また、借りたい本などを最寄りの4施設に取り寄せることもできます。ぜひご利用ください。

こちらから
予約できます



展示コーナー 「昭和の暮らし」 昭和という一時代を振り返ってみてください
4月1日(土)から4月27日(木)まで

おはなし会

ところ 町立図書館 おはなしルーム
じかん 10時30分～11時

☆くれよんグループ
4月20日(木)

☆にこにこグループ
4月27日(木)

折り紙体験コーナー

と き 4月19日(水)
10時30分～11時30分
ところ 町立図書館 多目的閲覧室
内容 葉っぱ
持参物 おりがみ・サインペン・はさみ

新刊のご案内

- ★一般書
「世界の奇食の歴史」 セレン・チャリントン＝ホリンズ 著
「江戸の女子旅」 谷釜尋徳 著
「あした、弁当を作る。」 ひこ・田中 著
- ★児童書
「イチからつくるコーラ」 コーラ小林 編
「いちじくのはなし」 しおたにまみこ 作
「パンダなかよしたいそう」 いりやまさとし 作
その他、たくさんあります。

この本読んでみて!

「**危ない動植物ハンドブック**」 西海太介 著
どんな生物がどのように危険なのかを知り、危険生物による事故を予防しよう。危険生物対策指導を行う著者が、危ない動植物の特徴や、応急処置等の対応を、カラー写真とともに紹介する。

オススメ図書コーナー

「パンの世界」

4月12日は「パンの記念日」です。1842年4月12日に、日本で初めてパンのようなものを焼いたことに由来するそうです。今月はそんな「パン」をテーマにした絵本を紹介します。

ベストセラーズ

(3月5日 中国新聞)

1	102歳、一人暮らし。 哲代おばあちゃんの心も体もさびない生き方	石井哲代
2	黄色い家	川上未映子
3	Deep Skill	石川 明
4	キーエンス解剖	西岡 杏
5	運命は「ログゼ」で決まる 望みを叶える人に学ぶ思考を現実化する法則	佐藤富雄

2月の貸出ベスト3

- ★一般書
「タクジョ!」 小野寺史宜 著
「川のほとりに立つ者は」 寺地はるな 著
「財布は踊る」 原田ひ香 著
- ★児童書
「おしっこちょっぴりもれたろう」 ヨシタケシンスケ 作・絵
「『死んでもいいけど、死んじゃだめ』と僕が言い続ける理由」 大空幸星 著
「怪盗レッド 19」 秋木真 作

図書館からのお知らせ

図書を借りるには貸出カードが必要です。氏名・住所を確認できるもの(マイナンバーカード・保険証・運転免許証・学生証など)をお持ちください。詳しくは職員にお尋ねください。

よつぱだより

みんながって、みんないい

子育てにお悩みの方のご相談も受け付けています。

◎申込み・問合せ 役場民生課 ☎820-1505 Fax820-1521 ✉minsei@town.saka.lg.jp

やさしい手話講座(入門編)

手話は、手の動きや表情で意志を伝える方法です。手話を身につけることで、新しいコミュニケーションの輪が広がる可能性があります。

日 程 毎週火曜日 10時～12時(全18回)

5月 9日	5月16日	5月23日	5月30日	6月 6日	6月13日
6月20日	6月27日	7月11日	7月18日	7月25日	8月 1日
8月 8日	8月22日	8月29日	9月 5日	9月12日	9月19日

場 所 町民センター3階 会議室1

対 象 手話に興味のある方であればどなたでも

講 師 広島県ろうあ連盟 **定 員** 15名

受講料 無料(テキストを持っていない方は、テキスト代(3,300円)が別途必要です。)

締 切 4月21日(金)

今月の手話交流会「ようよう」

聞こえる人と聞こえない人が、手話等を通して楽しく交流しています。手話がわからなくても、「通じ合いたい」という気持ちさえあれば大丈夫です。様々な話題について語り合ったり、ゲームをしたりする中で、手話を学び、聴覚障害についての理解を深めています。



と き		と ころ
4月 4日(火)	10時～12時 (時間内の出入は自由です)	町民センター3階 会議室1
4月18日(火)		
4月25日(火)		

対 象 どなたでも(手話の経験問わず)

「ふーぷ」茶輪会

「子どもの発達が気になる…」 「なんだかいつも叱ってばかり…」 そんな日々の悩みや疑問を、同じ悩みを持つ仲間たちや先輩ママに話してみませんか。

と き 4月12日(水) 10時～12時
5月10日(水) 10時～12時

ところ 町民センター2階 ロビー

持参物 飲み物



よつぱクラブ

障害のある人や地域の交流の場として、よつぱクラブを定期開催します

<ダンス教室>

と き 4月16日(日) 13時30分～15時
4月30日(日) 13時30分～15時

ところ 町民センター3階 会議室1

主 催 坂町ゆずりはの会

※参加は、事前登録制です。
詳細は、役場民生課までお問い合わせください。



山下 咲風(坂東一丁目)
今川 大誠(坂東一丁目)
森河 玲衣(坂西一丁目)
宮本 周(坂西二丁目)
山原 天聖(平成ヶ浜二丁目)
豊田 珠依(横浜東二丁目)
花房龍之介(植田四丁目)
上野 澤(小屋浦三丁目)

よろこび
おめでとうございます
2月届出分 敬称略

◎一般寄附者
林 章子(坂西三丁目)
次の方々から、社会福祉事業資金としてご寄附をいただきました。厚くお礼申し上げます。
(2月受領分・敬称略)

あたたかい
心のともしび

坂町文化財 No.13

23回シリーズで坂町文化財保護委員の皆さんが、史跡案内看板設置箇所をご紹介します。見慣れた町の風景に新しい発見がありますように。

まちをぶらり～八幡山八幡神社～



200年前に制作された
一對の石造り唐獅子が
出迎える神社

今からおおよそ750年前、甲州より鎮座されたといわれており、古くから、五穀豊穰・家内安全・武運長久の守り神として崇められてきました。石造りの鳥居は、昭和6年に建立奉納されたもので、それ以前は、厳島神社の大鳥居と同じ様式の木造の両部鳥居であったといわれています。



↑八幡神社へは
こちらのQRから



横浜の曳船



西側の獅子舞

上條の獅子舞

今月の休日当番医

診療時間 9時～17時30分

休診時間 13時～14時

日付	坂町・熊野町	府中町	海田町	広島市安芸区
2日(日)	だて耳鼻咽喉科クリニック ☎ 884-4133	行徳皮ふ科アレルギー科 ☎ 287-1560	津田産婦人科クリニック ☎ 821-0303	廣本クリニック (内科・外科) ☎ 888-5077
9日(日)	梶山医院(内科) ☎ 854-2771	やまだ眼科 ☎ 287-2123	菊川皮ふ科医院 ☎ 823-7111	あとクリニック (内科・外科・リハビリ) ☎ 856-0612
16日(日)	河原クリニック (内科・呼吸器科) ☎ 820-1711	向洋こどもクリニック ☎ 287-3266	岸本医院(眼科) ☎ 823-6298	くすのき眼科 ☎ 893-0300
23日(日)	豊田レディースクリニック (女性内科・産婦人科) ☎ 855-1913	岡原内科皮ふ科クリニック ☎ 561-0303	くすおか整形外科クリニック ☎ 824-0505	わかさ整形外科 ☎ 820-0222
29日(土・祝日)		太田整形外科 ☎ 510-5107	山本整形外科病院 ☎ 822-3000	中山内科医院 ☎ 892-3118
30日(日)	済生会広島病院 (内科・外科・整形外科・脳神経外科) ☎ 884-2566	白根耳鼻咽喉科 ☎ 510-3322	海田心療内科メンタルクリニック ☎ 823-5500	安芸市民病院 (内科・外科・小児科) ☎ 827-0121

受診を迷うときは、**#8000こどもの救急電話相談**(毎日、午後7時から翌朝8時まで)、**#7119成人の救急電話相談**(24時間365日)もご利用ください。

今月の納税

口座振替日 4月26日(水)

口座振替の登録をされている方は、口座振替日の前日までに残高の確認をお願いします。

5月1日(月)

固定資産税……………第1期
軽自動車税……………全期分
介護保険料(1号)……………第1期分

坂町の人口と世帯

(3月1日現在)

男: 6,124人 (前月比 + 5)
女: 6,670人 (前月比 + 5)
計: 12,794人 (前月比 + 10)
世帯数: 5,767世帯 (前月比 + 11)

坂町史

親から子へ、
子から孫へ
受け継ぐ

第109回 坂町のいまむかし(八幡神社の秋祭りの風景)

坂町史生活文化編では、八幡神社の秋祭りにおいて各住民協から出される寄進物についての聞き取りを掲載しています。祭りの良さは、地元の良さを確認し合えることです。ぜひ、本編をご覧ください。

馬場道いうのをご存じですか。昔はね、両側田んぼじゃったんです。その中に道があったんです。毎年、路肩にびっしり草が生えとったんです。それで馬場けずりいうのがあったんです。



昭和20年代



昭和30年代

坂のお宮の一番の特長は何かというと、出しものが多い。広島県下でもこれだけの出しもののあるお宮はないらしいですよ。

[『生活文化編』より]



「広報さか」が800号に到達しました!

おかげ様で今月号の発刊をもって、「広報さか」は800号に到達しました。「広報さか」は昭和27年6月に創刊し、平成30年7月豪雨災害時も途切れることなく、70年もの間、坂町の情報を発信してきました。

これからも「広報さか」は、読者の皆様の目線に立ち、読みやすく、わかりやすい紙面になるよう、心がけていきます。



1号 昭和27年
6月1日発行



100号 昭和36年
8月15日発行



200号 昭和48年
3月1日発行



300号 昭和56年
7月1日発行

創刊当初は、新聞紙の一面のような体裁でした。冊子形式になったのは、第131号からです。

表紙を坂町の風景が飾るのは、第246号からです。



400号 平成元年
12月1日発行



500号 平成10年
4月1日発行



600号 平成18年
8月1日発行



700号 平成26年
12月1日発行

表紙が毎月カラーになったのは、第729号からです。

「ロジコムグラウンド」に愛称が決定しました

3月14日(火)に株式会社ロジコムホールディングスと北新地グラウンド及び北新地芝グラウンドの命名権契約調印式を行いました。

今後、北新地グラウンド及び北新地芝グラウンドは、「ロジコムグラウンド」の愛称を使用していきます。

愛 称	ロジコムグラウンド
命名権 取得事業者	株式会社 ロジコムホールディングス
命名権料	100万円(年額)
期 間	令和5年4月1日～令和10年3月31日



▲左から 大上代表取締役社長、吉田町長



坂町公式LINE 友だち登録はこちら

